

第2期

宮古島市子ども・子育て支援事業計画

～結いの力で拓く 子・親・地域の未来～



令和2年3月
宮古島市

はじめに（市長挨拶）



宮古島市長 下地 敏彦

宮古島市は、平成17年10月1日に合併し、今年で15年の節目を迎えます。この間、5つの市町村が育んできた風土や伝統、振興策を相互扶助精神のもと、一体的な行政サービスの構築と各種施策を推進し、新たな宮古島市の基盤づくりに取り組んでまいりました。

本市では、平成27年3月に策定した「宮古島市子ども・子育て支援事業計画（太陽の子（ていだぬっふぁ）・もやいプラン）」を策定し、「結いの力で拓く 子・親・地域の未来」の理念のもと、子どもの視点・保護者の視点・地域の視点を基本的な視点とし、子ども・子育て支援を進めて参りました。

計画期間であるこの5年間、認可保育園の新規認可や幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の開設、病児・病後児保育、幼稚園での午後の預かりなど様々な取り組みを実施し、本市の教育・保育、子育て支援の充実を図って参りました。

今般、令和2年4月から5年間を計画期間とする「第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらなる子ども・子育て支援を進めて参ります。

特に早期の待機児童解消や保育士等の確保、幼児教育・保育の無償化への対応には、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

本計画を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民の皆さま、事業所の皆さまで力を合わせ、一緒になって取り組んでいくことが必要であり、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、市民ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆さまをはじめ、宮古島市子ども・子育て会議委員の皆さま、多くの皆さまから貴重なご意見をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

宮古島市長 下地 敏彦

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	3

第2章 子ども・子育てに係る本市を取り巻く状況

1. 人口・世帯、産業構造等	5
2. 教育・保育環境の状況	18

第3章 ニーズ調査の概要

1. 調査の概要	29
2. 調査結果の概要	30

第4章 第1期宮古島市子ども・子育て支援事業計画の進捗・評価

1. 量の見込みと確保方策に係る評価	49
2. 計画の個別施策ごとの取り組み状況	51

第5章 計画の基本的な考え方・施策の展開

1. 計画の基本理念	53
2. 計画の基本目標	54
3. 施策の体系	55
4. 重点施策	56
5. 基本目標ごとの施策の展開	57

第6章 見込み量と確保方策について

1. 教育・保育提供区域の設定	69
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	71
3. 幼児期の教育・保育の事業計画	75
4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	81

第7章 計画の進捗管理及び評価

	87
--	----

資料編

1. 計画策定の組織体制	89
2. 宮古島市子ども・子育て会議設置条例	90
3. 宮古島市子ども・子育て会議委員名簿	92

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、人口構造のアンバランスを生じさせ、労働人口の減少、年金・医療費などの社会的保障費用の負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

なお、子どもの育ちや子育てをする環境では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や孤立化など、環境がますます厳しくなっています。また、女性の社会進出や、共働き家庭の増加、女性の就労状況の多様化により、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。

保育所等に子どもを預けたくても、希望する保育所等の定員が満員であることから、多くの待機児童が発生し、子育てと仕事を両立できる環境整備が十分ではない状況も生じています。

さらに、このような状況の中、「児童虐待」や「子どもの貧困」という新たな社会問題への対応も求められています。

国においては、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成 15 年 7 月には、家庭や地域において子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する過程を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画が策定し、実施していくことをねらいとしたものです。

平成 22 年 1 月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討が始まり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を創設し待機児童解消に向けた取り組みが本格化してきました。

しかし、待機児童問題は全国的にも解消されていない状況にあることから、平成 29 年には「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率 80% に対応できる受け皿を確保することとして、「幼児教育・保育無償化」が令和元年 10 月から実施されるなど、子ども・子育ての支援は多様化しています。

そのような状況の中、本市においても平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援新制度に基づき「宮古島市子ども・子育て支援事業計画 太陽の子・もやいプラン（平成 27 年度～31 年度）」を策定し、様々な子ども・子育てに関する取り組みを展開してきました。

今後も宮古島市において、安心して妊娠・出産・育児を行い、未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、「第 2 期 宮古島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

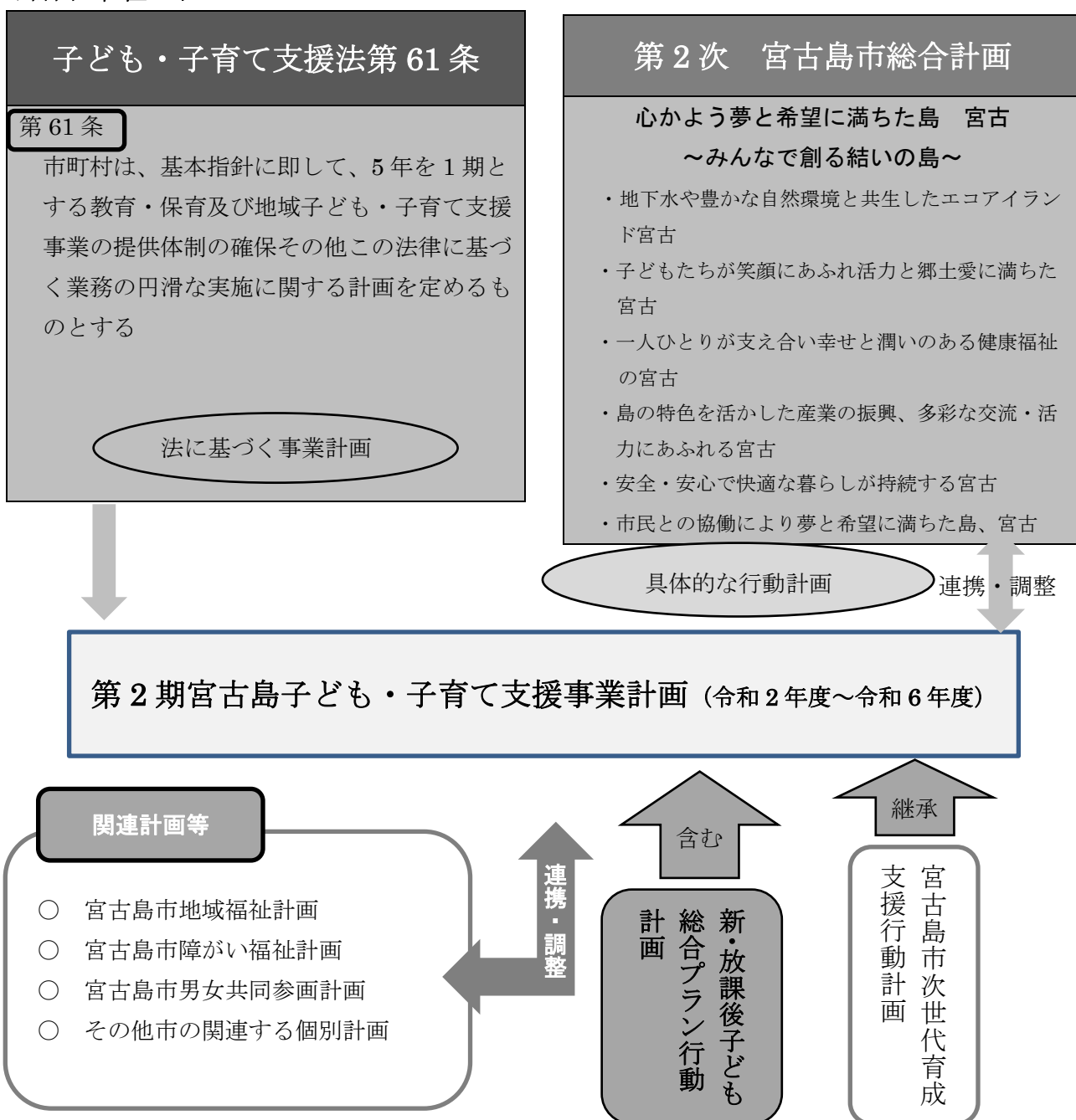
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「保護者が子育てについての第一義的責任を有すること」を認識しつつ、すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支援し、「保育の量的拡充・拡大」、「すべての子どもに質の高い教育・保育の安定的な提供」、「地域子ども・子育て支援の充実」を目指すものとしています。

また、本計画内容とも関連する、次世代育成支援対策行動計画や新・放課後子ども総合プラン行動計画の内容も包含するものとします。

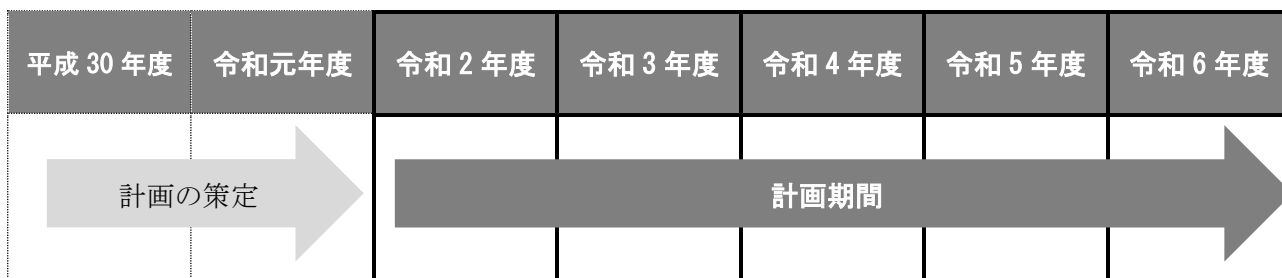
なお、本計画は市の総合的なまちづくりの方向性を示している「第2次宮古島市総合計画」を上位計画とし、宮古島市の教育に係る主要施策や関連する市の個別計画との整合性を図りながら策定します。

◆計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画の期間とします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、おおむね就学前から小学生までの児童とその保護者を対象とします。

また、次代の親づくりや地域で支える子育てという視点を加味し、今後、親となる若い世代を含めた全市民・事業所にも計画推進への参画を求めています。

5. 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、アンケート調査等を実施し市民ニーズを把握するとともに、「宮古島市子ども・子育て会議」において、審議を図っていくものとします。



第2章

子ども・子育てに係る 本市を取り巻く状況



第2章 子ども・子育てに係る本市を取り巻く状況

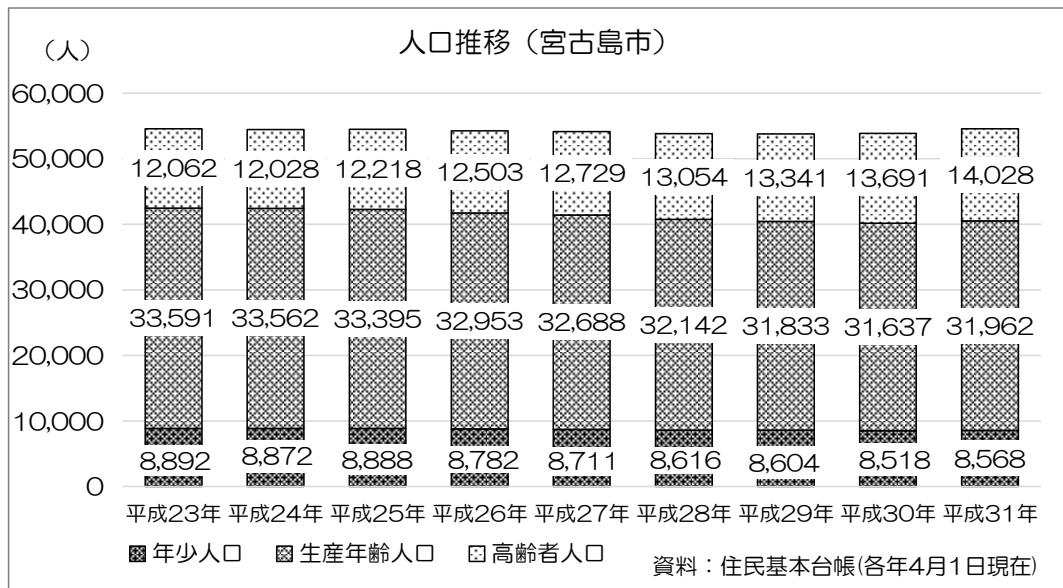
1. 人口・世帯、産業構造等

(1) 人口統計

①人口推移

宮古島市の総人口をみると、平成31年は54,558人で平成23年(54,545人)に比べ13人増加しています。

年齢3区分の人口推移をみると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口においては減少傾向を示しており、逆に65歳以上の高齢者人口では増加傾向となっています。



②教育・保育提供区域別の人口の推移

教育・保育提供区域別（6区域）の平成31年の人口をみると、「平良北」では区域合計人口は減少傾向となっており、市全体に対する人口の割合は4.6%、年少人口の割合も2.5%と6つの区域で最も低い割合となっています。

「平良南」では、人口は増加傾向にあり、市全体に対する人口の割合も63.0%と他の区域に比べ突出して割合が高く、年少人口の割合も72.1%を占めています。

「城辺」では、人口は減少傾向となっており、市全体に対する人口の割合は10.6%で「平良南」に次いで人口の割合が高く、年少人口の割合も同様（7.2%）となっています。

「上野」では、人口は陸上自衛隊宮古島駐屯地の自衛隊配備により前年に比べ667人増加しており、市全体に対する人口の割合は6.9%、年少人口の割合は6.9%となっています。

「下地」では、人口は近年微減で推移しており、市全体に対する人口の割合は5.5%、年少人口の割合は5.2%となっています。

「伊良部」では、人口は減少傾向で推移しており、市全体に対する人口の割合は9.5%、年少人口の割合は6.1%となっています。

6つの区域のうち、人口が増加傾向を示しているのは、「平良南」と「上野」の2区域となっています。

教育・保育提供区域別人口の推移

単位：人

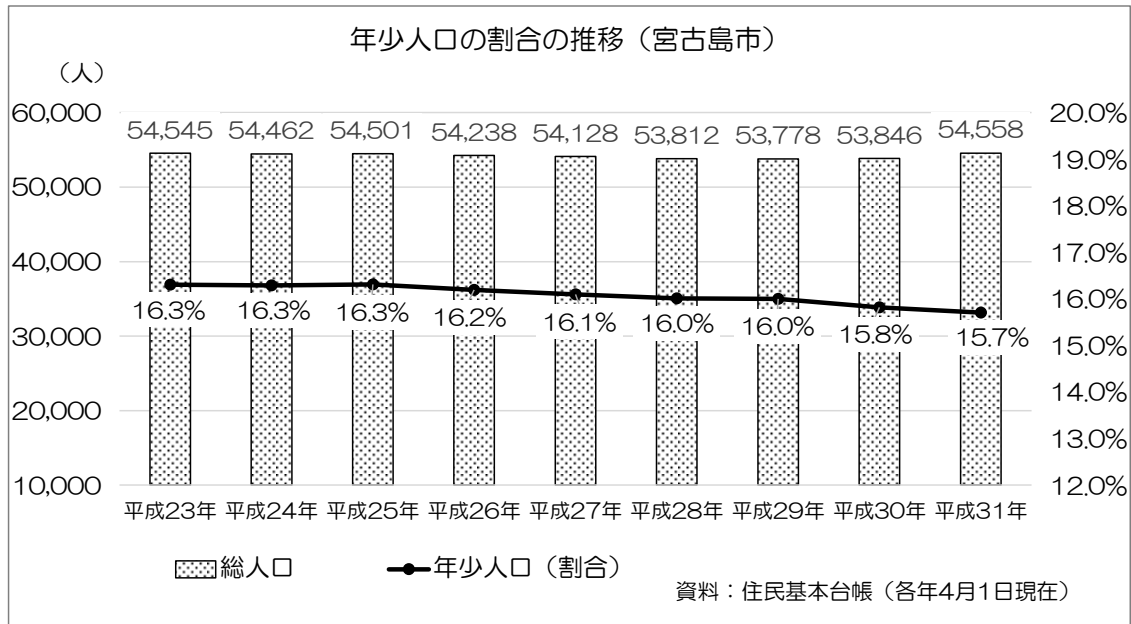
		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
										(人)	市全体に対する割合
平良北	年少人口	245	240	219	225	228	233	234	216	211	2.5%
	生産年齢人口	1,585	1,574	1,513	1,461	1,437	1,348	1,295	1,257	1,235	3.9%
	高齢者人口	1,178	1,156	1,150	1,140	1,110	1,097	1,086	1,073	1,075	7.7%
	合計	3,008	2,970	2,882	2,826	2,775	2,678	2,615	2,546	2,521	4.6%
平良南	年少人口	6,201	6,221	6,294	6,245	6,266	6,244	6,247	6,258	6,179	72.1%
	生産年齢人口	21,297	21,400	21,502	21,466	21,426	21,213	21,220	21,180	21,207	66.4%
	高齢者人口	5,271	5,336	5,510	5,730	5,971	6,239	6,448	6,720	6,969	49.7%
	合計	32,769	32,957	33,306	33,441	33,663	33,696	33,915	34,158	34,355	63.0%
城辺	年少人口	808	768	755	748	708	688	658	631	615	7.2%
	生産年齢人口	3,692	3,643	3,601	3,460	3,363	3,183	3,087	3,029	2,935	9.2%
	高齢者人口	2,233	2,178	2,153	2,166	2,166	2,188	2,204	2,206	2,212	15.8%
	合計	6,733	6,589	6,509	6,374	6,237	6,059	5,949	5,866	5,762	10.6%
上野	年少人口	510	490	495	475	452	432	445	457	592	6.9%
	生産年齢人口	1,896	1,858	1,837	1,771	1,787	1,814	1,791	1,829	2,319	7.3%
	高齢者人口	723	715	733	752	754	767	776	799	841	6.0%
	合計	3,129	3,063	3,065	2,998	2,993	3,013	3,012	3,085	3,752	6.9%
下地	年少人口	465	499	477	474	487	457	458	434	448	5.2%
	生産年齢人口	1,721	1,759	1,714	1,712	1,711	1,701	1,668	1,646	1,614	5.0%
	高齢者人口	871	863	858	875	872	878	902	928	949	6.8%
	合計	3,057	3,121	3,049	3,061	3,070	3,036	3,028	3,008	3,011	5.5%
伊良部	年少人口	663	654	648	615	570	562	562	522	523	6.1%
	生産年齢人口	3,400	3,328	3,228	3,083	2,964	2,883	2,772	2,696	2,652	8.3%
	高齢者人口	1,786	1,780	1,814	1,840	1,856	1,885	1,925	1,965	1,982	14.1%
	合計	5,849	5,762	5,690	5,538	5,390	5,330	5,259	5,183	5,157	9.5%
宮古島市	年少人口	8,892	8,872	8,888	8,782	8,711	8,616	8,604	8,518	8,568	100.0%
	生産年齢人口	33,591	33,562	33,395	32,953	32,688	32,142	31,833	31,637	31,962	100.0%
	高齢者人口	12,062	12,028	12,218	12,503	12,729	13,054	13,341	13,691	14,028	100.0%
	合計	54,545	54,462	54,501	54,238	54,128	53,812	53,778	53,846	54,558	100.0%

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

③年少人口割合の推移

市全体の年少人口（0～14歳）の推移は、平成23年の16.3%から減少傾向で推移し、平成31年には15.7%と0.6ポイント減となっています。

教育・保育提供区域ごとの年少人口割合は、「上野」を除く区域では減少傾向もしくは横ばいで推移しています。なお、「上野」においても平成30年までは減少傾向にありましたが、平成31年は陸上自衛隊宮古島駐屯地の自衛隊配備により前年に比べ1.0ポイント増加しています。



年少人口の割合の推移

単位：人、%

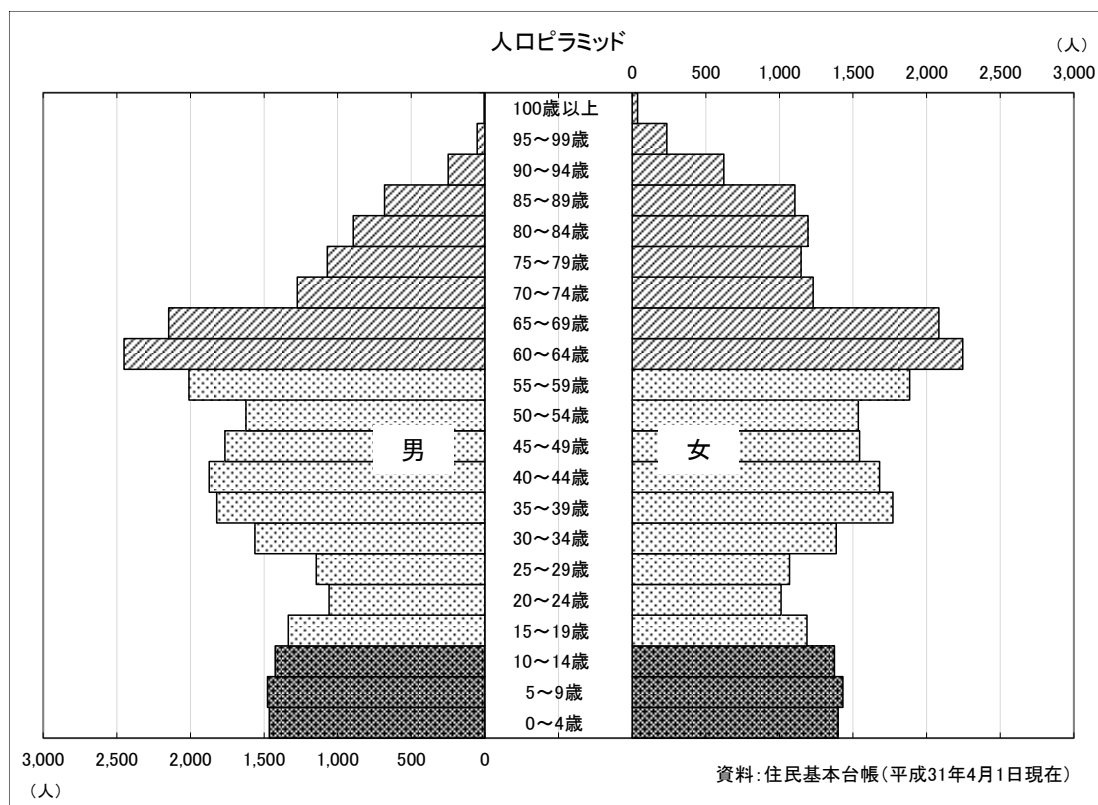
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
平良北	総人口	3,008	2,970	2,882	2,826	2,775	2,678	2,615	2,546	2,521
	年少人口(割合)	8.1	8.1	7.6	8.0	8.2	8.7	8.9	8.5	8.4
平良南	総人口	32,769	32,957	33,306	33,441	33,663	33,696	33,915	34,158	34,355
	年少人口(割合)	18.9	18.9	18.9	18.7	18.6	18.5	18.4	18.3	18.0
城辺	総人口	6,733	6,589	6,509	6,374	6,237	6,059	5,949	5,866	5,762
	年少人口(割合)	12.0	11.7	11.6	11.7	11.4	11.4	11.1	10.8	10.7
上野	総人口	3,129	3,063	3,065	2,998	2,993	3,013	3,012	3,085	3,752
	年少人口(割合)	16.3	16.0	16.2	15.8	15.1	14.3	14.8	14.8	15.8
下地	総人口	3,057	3,121	3,049	3,061	3,070	3,036	3,028	3,008	3,011
	年少人口(割合)	15.2	16.0	15.6	15.5	15.9	15.1	15.1	14.4	14.9
伊良部	総人口	5,849	5,762	5,690	5,538	5,390	5,330	5,259	5,183	5,157
	年少人口(割合)	11.3	11.4	11.4	11.1	10.6	10.5	10.7	10.1	10.1
宮古島市	総人口	54,545	54,462	54,501	54,238	54,128	53,812	53,778	53,846	54,558
	年少人口(割合)	16.3	16.3	16.3	16.2	16.1	16.0	16.0	15.8	15.7

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④人口ピラミッド（年齢5歳階級）

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに人口が最も多い年齢層は「60～64歳」となっています。

ピラミッドの形状をみると、星型を示しており、この形状は若い人口の流入が多い地域で見られるものであることから、人口動態で20～40代のファミリー世帯の流入が多くなっていると考えられます。



⑤就学前児童の人口推移（小学校入学前の0～5歳人口）

市全体における就学前児童人口の推移をみると、平成23年の3,477人から平成25年の3,620人をピークにそれ以降は減少傾向にあり、平成31年には3,450人となっています。

教育・保育提供区域別の就学前児童人口の動向をみると、どの区域においても平成23年から平成31年にかけて増減を繰り返しており、平成31年の就学前児童人口は、「平良南」及び「城辺」で前年に比べ減少しています。

就学前児童人口推移

単位：人

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
平良北	83	84	72	86	85	86	83	76	85
0	14	12	10	16	12	13	14	8	8
1	14	16	8	8	17	11	13	13	12
2	13	13	15	15	10	18	12	15	15
3	11	16	12	13	16	11	19	12	18
4	14	10	16	16	15	14	11	17	15
5	17	17	11	18	15	19	14	11	17
平良南	2,525	2,598	2,670	2,639	2,634	2,660	2,646	2,630	2,518
0	421	431	440	414	446	478	419	419	365
1	404	439	448	448	423	452	480	415	419
2	458	417	452	451	449	417	445	492	420
3	434	470	430	445	436	442	428	427	470
4	410	430	462	426	446	432	440	427	428
5	398	411	438	455	434	439	434	450	416
城辺	287	272	291	276	260	249	226	218	216
0	50	36	40	47	30	31	32	30	33
1	45	53	45	40	47	30	35	36	31
2	41	44	56	46	38	46	35	36	34
3	67	38	43	54	49	39	42	39	38
4	35	61	48	44	53	47	38	39	37
5	49	40	59	45	43	56	44	38	43
上野	196	178	183	177	170	170	171	170	270
0	34	29	19	26	25	21	17	25	48
1	27	32	33	22	32	30	26	21	42
2	37	26	30	33	19	31	33	29	36
3	32	35	31	29	36	22	33	37	51
4	27	29	41	28	31	34	24	33	48
5	39	27	29	39	27	32	38	25	45
下地	156	187	187	188	194	189	189	156	165
0	25	44	21	28	28	19	16	13	25
1	17	32	48	26	30	30	27	20	17
2	23	19	35	48	30	29	30	26	27
3	32	29	22	36	49	34	31	28	30
4	30	33	28	23	32	48	38	33	30
5	29	30	33	27	25	29	47	36	36
伊良部	230	210	217	204	188	188	201	189	196
0	27	29	40	29	29	25	27	20	35
1	35	25	35	37	29	33	30	28	19
2	42	36	26	35	36	34	38	34	34
3	37	41	36	26	34	35	34	41	33
4	44	37	45	35	25	37	35	31	44
5	45	42	35	42	35	24	37	35	31
宮古島市	3,477	3,529	3,620	3,570	3,531	3,542	3,516	3,439	3,450
0	571	581	570	560	570	587	525	515	514
1	542	597	617	581	578	586	611	533	540
2	614	555	614	628	582	575	593	632	566
3	613	629	574	603	620	583	587	584	640
4	560	600	640	572	602	612	586	580	602
5	577	567	605	626	579	599	614	595	588

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑥小学校児童の人口推移（6～12 歳人口）

市全体における小学校児童人口の推移をみると、平成 23 年の 4,190 人から平成 28 年まで減少傾向が続き、それ以降微増で推移し、平成 31 年は 4,026 人となっています。

教育・保育提供区域別の小学校児童人口の動向をみると、城辺（H23-31 年まで一貫した減少）を除きどの区域においても平成 23 年から平成 31 年にかけて微増減を繰り返しています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
平良北	120	123	116	108	113	112	113	106	97
6	18	15	16	8	19	14	20	12	11
7	20	21	15	16	11	18	13	20	12
8	16	18	19	14	16	12	19	11	18
9	16	19	19	19	13	18	11	19	10
10	16	14	18	18	17	15	18	12	18
11	18	17	13	19	18	17	15	17	12
12	16	19	16	14	19	18	17	15	16
平良南	2,871	2,802	2,782	2,796	2,825	2,804	2,872	2,872	2,883
6	417	392	412	425	446	406	427	427	419
7	382	416	390	407	421	445	410	424	422
8	401	376	412	391	401	414	438	413	417
9	414	401	365	411	390	390	417	434	402
10	409	403	398	365	413	383	391	410	433
11	415	407	402	395	365	409	384	386	405
12	433	407	403	402	389	357	405	378	385
城辺	385	379	355	352	340	334	329	311	305
6	58	45	41	64	43	46	58	43	37
7	50	55	45	39	59	44	44	57	44
8	59	52	54	44	37	59	44	42	51
9	48	57	49	53	43	37	55	39	47
10	61	47	57	47	53	46	34	54	36
11	62	63	48	58	47	55	40	36	56
12	47	60	61	47	58	47	54	40	34
上野	254	242	232	213	216	208	219	233	257
6	34	38	30	28	41	24	33	41	34
7	30	31	38	29	28	39	28	34	52
8	33	28	32	37	29	31	39	27	37
9	29	32	28	31	32	26	30	40	29
10	46	28	31	29	29	31	27	31	44
11	42	45	29	30	28	29	33	27	34
12	40	40	44	29	29	28	29	33	27
下地	229	231	228	215	212	206	207	219	226
6	28	31	28	35	28	28	33	46	34
7	30	26	32	27	34	27	26	31	48
8	24	31	26	33	27	32	28	26	34
9	35	27	33	26	33	27	33	27	25
10	47	37	27	31	28	32	27	34	28
11	27	50	35	28	33	28	31	25	34
12	38	29	47	35	29	32	29	30	23
伊良部	331	339	324	300	289	274	252	254	258
6	29	45	41	34	38	39	25	36	36
7	46	30	43	41	33	38	39	26	38
8	59	48	29	43	43	35	40	36	28
9	44	59	49	33	41	44	35	38	35
10	55	45	61	45	28	40	45	34	40
11	54	53	47	61	47	30	40	45	36
12	44	59	54	43	59	48	28	39	45
宮古島市	4,190	4,116	4,037	3,984	3,995	3,938	3,992	3,995	4,026
6	584	566	568	594	615	557	596	605	571
7	558	579	563	559	586	611	560	592	616
8	592	553	572	562	553	583	608	555	585
9	586	595	543	573	552	542	581	597	548
10	634	574	592	535	568	547	542	575	599
11	618	635	574	591	538	568	543	536	577
12	618	614	625	570	583	530	562	535	530

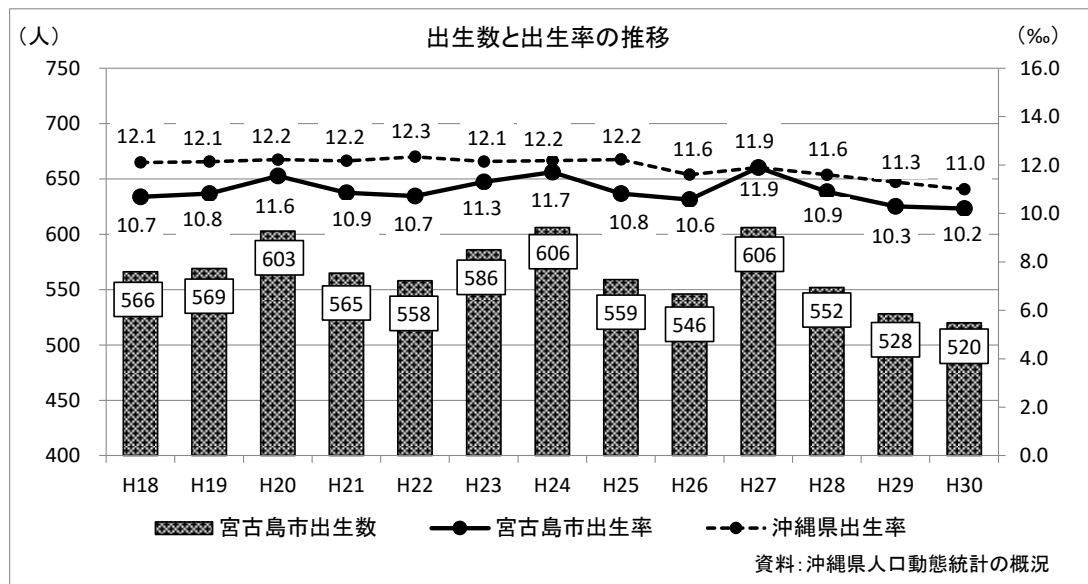
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口の増減

①出生率

平成 18 年からの出生数の推移をみると、概ね 550 人前後の出生数で推移していますが、3～4 年毎に 600 人台の出生数に増加するサイクルがみられます。

出生率（人口千人あたり）をみると、沖縄県の平均出生率を下回っています。



②合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数を表す、合計特殊出生率の推移をみると、平成 28 年の本市の値は 2.32 で、沖縄県の 1.95、全国平均の 1.44 を大きく上回っています。

合計特殊出生率の推移

	昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
宮古島市	2.42	2.29	2.26	2.22	2.02	2.27	2.16	2.11	2.57	2.32
沖縄県	2.25	2.03	1.90	1.83	1.74	1.86	1.94	1.86	1.96	1.95
全国	-	-	-	1.36	1.31	1.38	1.43	1.42	1.45	1.44

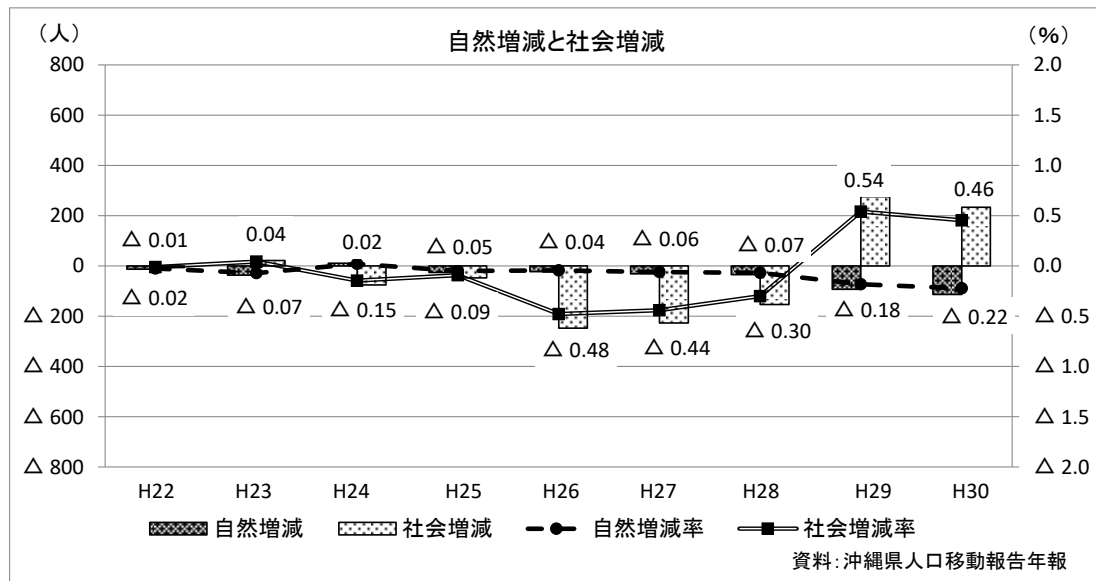
資料：沖縄県人口動態統計の概況

③自然増減と社会増減

自然増減（出生数から死亡者数を引いた値）の推移をみると、平成30年は死亡者数が出生数を上回る自然減となっており、平成22年からの推移でも平成24年を除き、自然減の状況が続いています。

一方、社会増減（転入者数から転出者数を引いた値）をみると、平成24年から28年までは転出者数が転入者数を上回る社会減となっていました。平成29年以降は転入者数が転出者数を上回る社会増へと転じています。

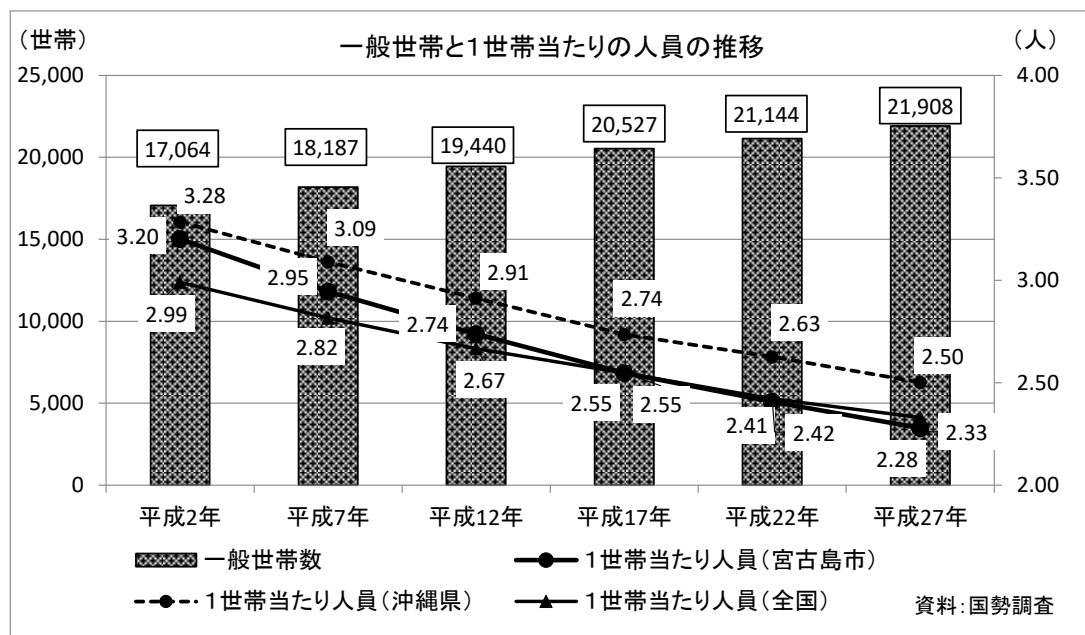
増減率をみると、自然増減率は低下の傾向にあるものの、社会増減率は高まっていく傾向が見られます。



(3) 世帯

世帯数及び1世帯あたりの人員をみると、平成27年は21,908世帯、1世帯あたり人員2.28人となっています。1世帯あたりの人員は沖縄県平均の2.50人、全国平均の2.33人を下回っています。

世帯数と1世帯あたりの人員の推移をみると、世帯数は平成2年の17,064世帯から一貫した増加傾向にあり、この25年で4,844世帯増加しています。一方、1世帯あたりの人員は、平成2年の3.20人から一貫した減少傾向で、平成7年以降3人を下回っています。



※平成2～12年は平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町の合計です。

(4) 配偶関係

配偶関係をみると、全ての年齢層の総数では男女ともに「有配偶率」が沖縄県及び全国平均よりも高くなっています。

また、年齢区分毎でも、どの年齢区分においても「有配偶率」が高くなっています（15～19歳男性を除く）。特に「20～24歳」の年代の有配偶率は沖縄県及び全国平均よりも大幅に高くなっています。

配偶関係

単位：%

		総数					15～19歳					20～24歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	27.6	60.6	4.0	6.6	1.2	98.8	0.3	0.1	0.4	0.4	77.0	17.4	0.0	1.5	4.2
	沖縄県	35.8	54.1	2.4	5.4	2.2	98.8	0.6	0.0	0.1	0.5	88.7	8.5	0.0	0.4	2.3
	全国	30.9	59.1	3.1	4.0	2.9	98.6	0.3	0.0	0.0	1.1	90.5	4.5	0.0	0.2	4.8
女性	宮古島市	18.3	56.5	15.0	9.0	1.2	97.6	1.7	0.0	0.2	0.5	70.0	23.5	0.2	2.2	4.2
	沖縄県	26.9	51.9	10.2	8.7	2.3	97.9	1.1	0.0	0.1	0.9	84.3	12.2	0.1	1.3	2.2
	全国	22.7	55.2	13.9	6.1	2.0	98.6	0.5	0.0	0.0	0.9	88.0	7.7	0.0	0.6	3.6

		25～29歳					30～34歳					35～39歳				
		未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
男性	宮古島市	58.7	37.3	0.0	1.9	2.2	40.6	54.1	0.1	3.7	1.6	30.0	63.2	0.1	5.2	1.5
	沖縄県	66.2	29.9	0.0	1.4	2.5	43.1	51.6	0.1	3.1	2.1	33.8	59.4	0.1	4.5	2.2
	全国	68.3	24.7	0.0	0.9	6.1	44.7	48.3	0.0	1.9	5.0	33.7	59.4	0.1	3.0	3.8
女性	宮古島市	46.5	42.8	0.0	7.7	2.9	29.6	60.7	0.1	8.3	1.3	20.2	66.5	0.4	11.5	1.4
	沖縄県	56.8	37.3	0.1	3.4	2.4	33.6	58.4	0.1	6.0	1.9	23.6	66.0	0.3	8.3	1.8
	全国	58.8	34.8	0.1	2.2	4.2	33.6	59.2	0.1	4.1	3.0	23.3	68.2	0.3	5.9	2.2

資料：平成27年 国勢調査

(5) 労働力状態・産業・従業上の地位

①年齢階級別労働力

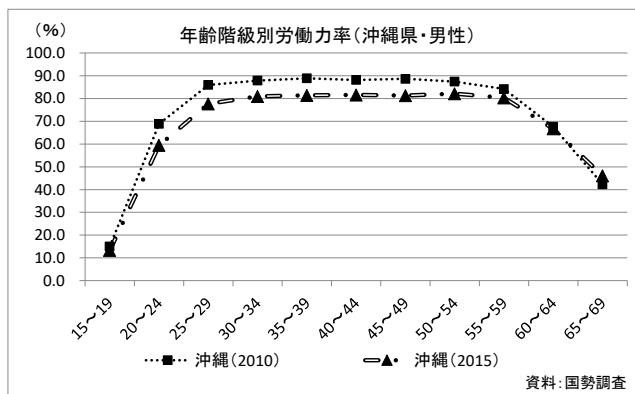
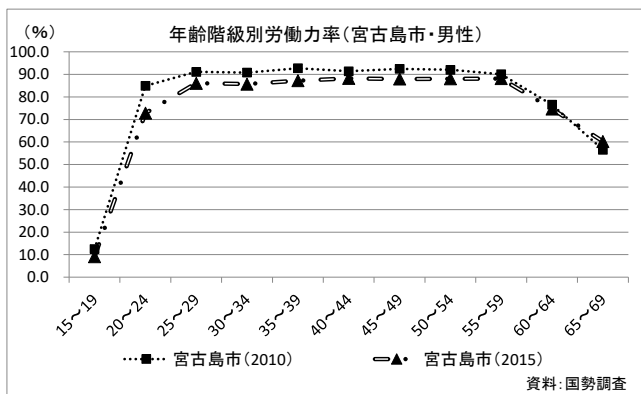
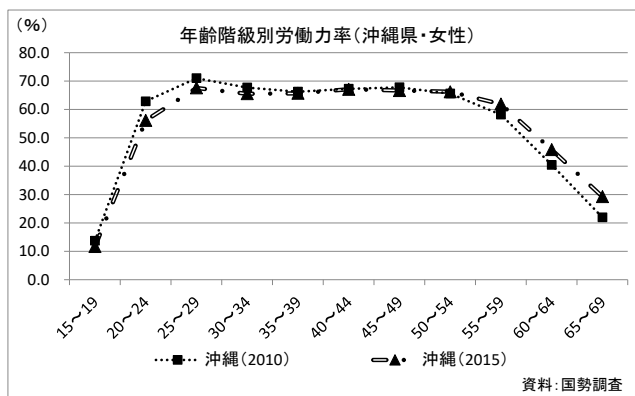
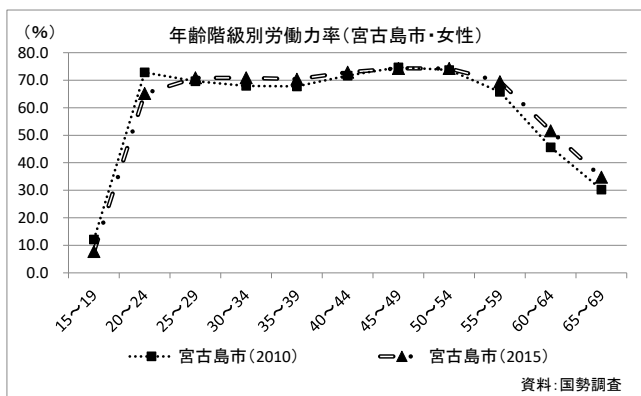
下記の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、グラフの形状は女性ではある年齢層で若干の落ち込みが見られるM字型の形となっていますが、男性では概ね逆U字の形状となっています。

女性においては、30～34歳から35～39歳の期間において労働力率が一時落ち込んでいる状況がみられます。この傾向は女性が出産・育児による労働力の落ち込みと考えられます。

一方、男性においては、概ね大学卒業の年齢である20～24歳から55～59歳までの期間は80%以上の安定した労働力率となっています。

2010年と2015年の2時点での違いをみると、女性は出産・育児により落ち込む年代以降の40歳以上の年齢で労働力率が2010年に比べ2015年が高くなっている傾向が見られます。また、沖縄県の平均と比べても労働力率は高くなっています。

なお、男性においては、2010年に比べ、2015年は労働力率が低くなっている傾向が見られますが、沖縄県平均よりは高くなっています。



②産業構造

男女別の産業構造をみると、男性の総数（全ての年代）における産業構造は、「農業、林業」及び「建設業」の占める割合が高くなっています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況をみると、20～40代までともに「卸売業、小売業」及び「建設業」の割合が高くなっています。しかし、年代が進むにつれて「卸売業、小売業」の割合が低下し、逆に「農業、林業」の割合が高くなっています。

一方、女性の総数（全ての年代）における産業構造は、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の占める割合が高くなっています。

また、主に子育てを行っている世代の20～40代の状況をみると、20～40代までともに「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の割合が高くなっています。

本市は、男性の「農業、林業」の割合が高いという特徴がみられますが、概ね男女ともに、沖縄県と同様の産業構造となっています（全国では製造業の割合が高い）。

男女別年齢別産業構造

単位：％

男性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	21.6	5.5	3.7	4.3	1.8	1.4	6.2	2.4	1.7	8.8	2.8	1.5
建設業	14.6	14.2	11.0	12.6	10.7	8.0	14.6	12.7	10.1	15.9	14.4	11.7
製造業	4.0	5.4	20.0	4.2	4.9	21.7	4.8	5.6	22.1	4.7	5.8	22.8
卸売業、小売業	9.1	11.8	13.0	14.7	15.3	14.5	11.6	12.3	13.1	9.2	11.8	12.9
宿泊業、飲食サービス業	5.7	5.9	3.7	7.4	8.9	6.0	7.9	6.2	3.4	7.6	5.5	2.9
医療、福祉	6.2	7.0	5.1	8.3	8.3	6.5	9.7	9.0	6.3	7.7	7.5	4.5

女性	総数			20代			30代			40代		
	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国	宮古島市	沖縄県	全国
農業、林業	11.8	2.4	3.2	1.8	0.5	0.6	2.9	0.9	1.0	4.1	1.3	1.2
建設業	3.0	2.4	2.7	1.2	1.1	1.5	2.7	2.3	2.6	3.4	2.8	3.0
製造業	3.3	4.3	11.4	1.9	2.6	10.1	3.1	3.3	11.7	3.2	4.6	12.6
卸売業、小売業	15.3	16.5	18.2	16.9	17.2	18.7	15.7	14.5	17.3	15.8	16.2	18.2
宿泊業、飲食サービス業	10.8	10.1	7.8	13.1	10.8	8.4	10.0	7.8	6.2	10.8	8.4	6.7
医療、福祉	24.3	22.4	20.6	24.3	22.6	22.4	27.3	24.2	23.2	27.6	23.4	21.5

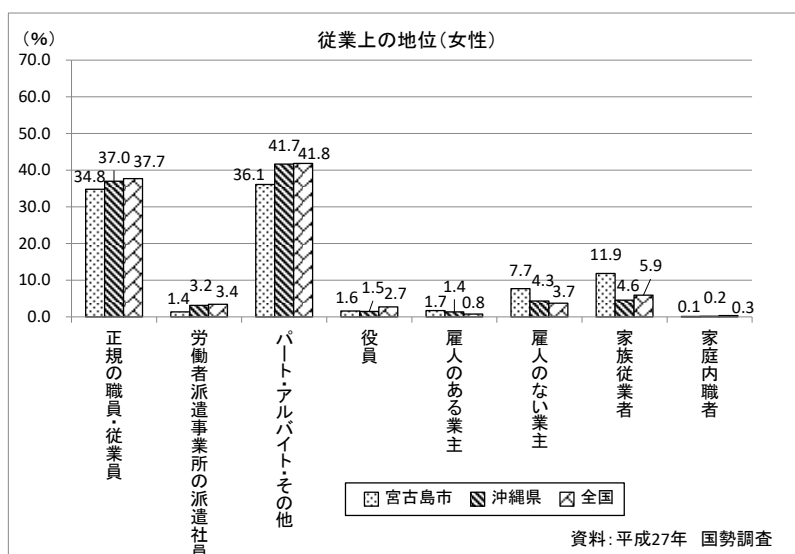
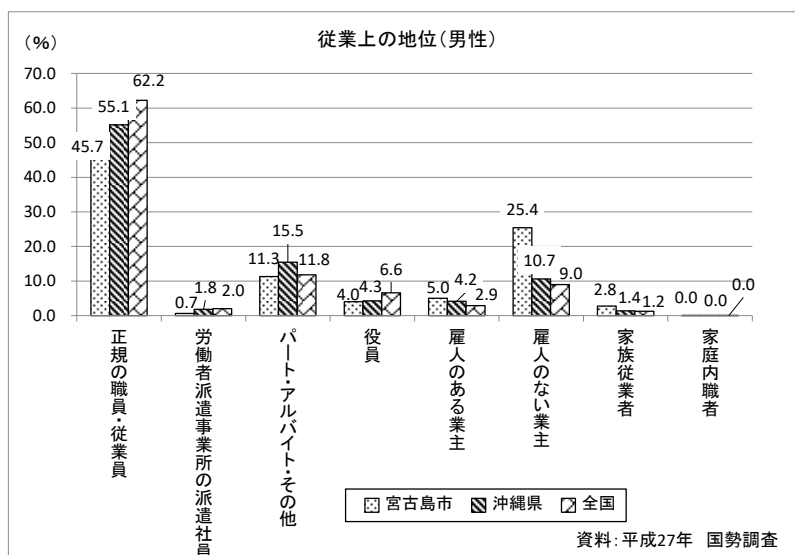
資料：平成27年 国勢調査

③従業上の地位

従業上の地位をみると、本市の男性では、「正規の職員・従業員」が最も多く、45.7%、次いで「雇人のない業主」の25.4%、「パート・アルバイト・その他」が11.3%で他の従業上の地位は5%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合は、沖縄県が9.4%、全国平均は16.5%も本市より高い割合となっています。

逆に本市が沖縄県及び全国平均より割合が高いのは、「雇人のない業主」が2倍以上高くなっています。

一方、女性の従業上の地位をみると、「パート・アルバイト・その他」が最も多く、36.1%、次いで「正規の職員・従業員」の34.8%、「家族従業者」が11.9%で他の従業上の地位は10%以下となっています。また、沖縄県平均及び全国平均と比較すると、「パート・アルバイト・その他」及び「正規の職員・従業員」の割合は、沖縄県や全国平均は本市より高い割合となっており、逆に本市が沖縄県及び全国平均より割合が高いのは、「家族従業者」が2倍以上高くなっています。



2. 教育・保育環境の状況

(1) 保育所の状況

①公立・認可保育園

本市においては、「公立保育所」が6箇所、「認可保育園（法人）」が18箇所、「小規模保育施設」が7箇所、「家庭的保育施設」が3箇所、「認定こども園（2号、3号）」が4箇所の計38施設あり、平成31年4月1日時点で、定員2,319人、入所人数2,152人で入所率92.8%となっています。

また、通常保育外サービスでは、「延長保育」が29箇所、「一時保育」が8箇所、「障がい児保育」が11箇所、「支援センター」が1箇所、「病後児保育」が1箇所を実施されています。

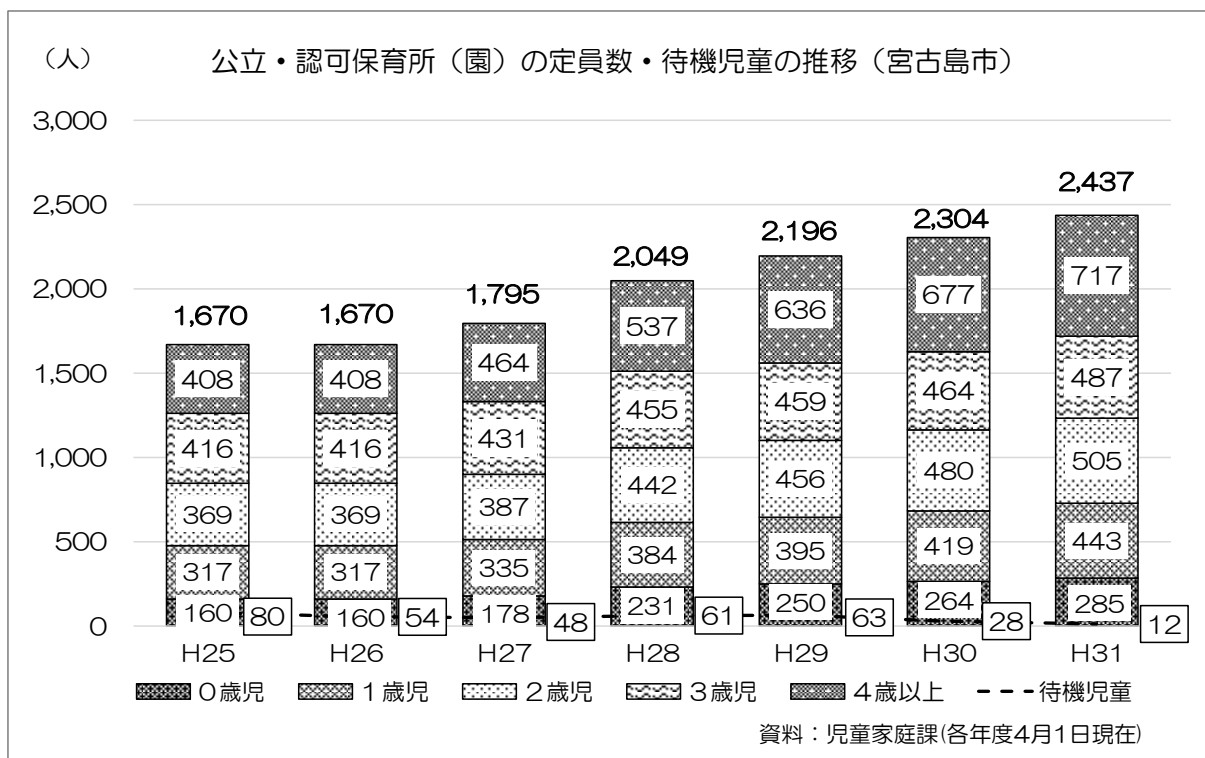
区分	地区名	保育所（園）名	利用定員	入所人数	入所率	通常保育外サービス						
						延長保育	一時保育	障がい児保育	支援センター	病後児保育		
公立 保育所	平良南	東保育所	105	84	80.0%	○		○		○		
		北保育園（公私連携型）	76	68	89.5%	○		○				
		キッズたいよう保育園（公私連携型）	70	59	84.3%	○		○				
	城辺	西城保育所	60	44	73.3%	○	○	○				
		砂川保育所（休園）	45	0	0.0%	○		○				
		福里保育園（公私連携型）	70	38	54.3%	○		○				
法人	平良北	ひよどり保育園	60	74	123.3%			○				
		花園保育所	75	55	73.3%							
	平良南	みつば保育園	70	75	107.1%							
		聖ヤコブ保育園	75	73	97.3%							
		あけぼの保育園	135	117	86.7%	○			○			
		竹の子保育園	70	77	110.0%	○						
		カンガルー保育園	90	95	105.6%							
		ふたば保育園	90	94	104.4%	○	○					
		ひばり保育園	60	69	115.0%	○	○	○				
		あさひっ子保育園	80	79	98.8%							
		心愛保育園	100	107	107.0%	○	○	○				
		おおぞら南保育園	60	69	115.0%	○						
		いけむら保育園	78	89	114.1%	○						
		光の園保育園	60	64	106.7%	○						
		※みく保育園	75	68	90.7%	○						
		福寿保育園	80	60	75.0%	○						
		ていたの子保育園	70	60	85.7%	○						
		キッズハウスたんぼほ保育園	60	57	95.0%	○						
		小規模 保育施設	平良南	ちゅうりっぷ保育園	19	19	100.0%	○	○			
				ゆめの子保育園	19	18	94.7%	○	○	○		
めぐみ保育園	18			15	83.3%		○					
保育ルーム下里	19			16	84.2%			○				
クララ保育園	19			19	100.0%	○						
ととこ保育園	19			19	100.0%	○						
家庭的 保育施設	下地	入江保育園	19	19	100.0%	○						
		ひまわり家庭保育ルーム	5	5	100.0%	○	○					
		家庭的保育ルームくる	5	4	80.0%	○						
こども 認定 園	平良南	はなそのこどもえん（1号）	60	63	105.0%	○						
		はなそのこどもえん（2、3号）	60	46	76.7%	○						
	下地	（公）下地こども園（1号）	23	13	56.5%	○						
		（公）下地こども園（2、3号）	107	96	89.7%	○						
	上野	（公）上野こども園（1号）	15	25	166.7%	○						
		（公）上野こども園（2、3号）	105	125	119.0%	○						
	伊良部	（公）伊良部こども園（1号）	9	1	11.1%	○						
		（公）伊良部こども園（2、3号）	86	71	82.6%	○						

※みく保育園・・・こくふくこ保育園より園名変更

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

本市全体の公立・認可保育所（園）の定員数の推移をみると、平成 25 年の 1,670 人から平成 31 年には 2,437 人と 767 人の定員増で、年齢別の定員数においても全ての年齢での定員数が増加しています。

待機児童数の推移をみると、定員数増大に伴い、平成 25 年の待機児童数 80 人から平成 31 年には 12 人と、まだ待機児童はいるものの改善されてきています。



教育・保育提供区域別の公立・認可保育所（園）の定員数の推移をみると、他の区域と異なり、「平良北」では年齢別の定員数の変動はなく、それ以外の区域の定員数は、待機児童などの状況にあわせて年齢毎の定員数の増減が行われています。特に、「平良南」では、どの年齢においも平成 25 年の定員数に比べ平成 31 年まで一貫して定員増が行われており、特に 4 歳以上においては、他の年齢に比べても多く、250 人以上の定員増が行われています。

待機児童の推移では、どの区域も概ね減少（平良北においては、前年より 2 人増）しています。

公立・認可保育所（園）の利用定員数（0～4歳児以上）・待機児童の推移

単位：人

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
平良北	0歳児	8	8	8	8	8	8	8
	1歳児	12	12	12	12	12	12	12
	2歳児	12	12	12	12	12	12	12
	3歳児	14	14	14	14	14	14	14
	4歳以上	14	14	14	14	14	14	14
	待機児童	0	0	0	0	0	0	2
平良南	0歳児	117	117	135	182	205	219	243
	1歳児	215	215	233	276	301	325	355
	2歳児	246	246	264	312	339	363	395
	3歳児	255	255	270	294	331	343	376
	4歳以上	247	247	303	376	455	473	506
	待機児童	67	46	42	47	58	24	8
城辺	0歳児	12	12	12	12	9	9	6
	1歳児	30	30	30	30	24	24	18
	2歳児	39	39	39	39	36	36	24
	3歳児	47	47	47	47	37	37	25
	4歳以上	52	52	52	52	69	69	57
	待機児童	6	4	3	4	2	0	0
上野	0歳児	6	6	6	6	6	6	6
	1歳児	19	19	19	19	16	16	16
	2歳児	20	20	20	20	18	18	18
	3歳児	30	30	30	30	20	20	20
	4歳以上	30	30	30	30	40	45	45
	待機児童	2	1	1	2	1	1	1
下地	0歳児	6	6	6	12	13	13	13
	1歳児	24	24	24	30	26	26	26
	2歳児	24	24	24	31	27	27	27
	3歳児	30	30	30	30	27	20	20
	4歳以上	21	21	21	21	27	45	45
	待機児童	5	3	2	1	1	2	0
伊良部	0歳児	11	11	11	11	9	9	9
	1歳児	17	17	17	17	16	16	16
	2歳児	28	28	28	28	24	24	29
	3歳児	40	40	40	40	30	30	32
	4歳以上	44	44	44	44	31	31	50
	待機児童	0	0	0	7	1	1	1
宮古島市	0歳児	160	160	178	231	250	264	285
	1歳児	317	317	335	384	395	419	443
	2歳児	369	369	387	442	456	480	505
	3歳児	416	416	431	455	459	464	487
	4歳以上	408	408	464	537	636	677	717
	待機児童	80	54	48	61	63	28	12

※H30は企業主導型保育施設及び認可化移行施設も加えています。

資料：児童家庭課（各年度4月1日現在）

②障がい児保育人数の推移

障がい児保育人数は、市全体で平成 26 年から増減を繰り返し、平成 31 年は 8 人の受け入れとなっています。

平成 31 年の区域別の内訳は、市全体の 8 人のうち、「平良南」で 6 人、「上野」で 2 人となっており、他の 4 区域での受入れはありません。

障がい児保育人数の推移 単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
平良北	0	0	0	0	0	0
平良南	6	4	4	3	8	6
城辺	1	1	3	0	0	0
上野	0	1	0	1	2	2
下地	1	0	0	0	0	0
伊良部	0	0	0	0	0	0
合計	8	6	7	4	10	8

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

③延長保育利用延べ人数の推移

延長保育延べ人数は、市全体では平成 26 年の 463 人から平成 30 年には 1,385 人と約 3 倍近い利用延べ人数の増加となっています。

区域別の状況を見ると、「平良北」では利用者がゼロとなっています。他の区域においては、平成 26 年に比べ、平成 30 年の延べ利用人数は増加しており、ニーズが高いことが伺えます。

延長保育利用延べ人数の推移 単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30
平良北	0	0	0	0	0
平良南	425	633	974	1,024	1,014
城辺	27	48	33	16	56
伊良部	0	11	32	32	173
下地	4	22	30	133	95
上野	7	21	93	61	47
合計	463	735	1,162	1,266	1,385

資料：児童家庭課

④認可外保育施設

平成 31 年 4 月 1 日現在の本市における認可外保育施設は、平良南において 2 施設、伊良部で 1 施設あり、利用人数の合計は 67 人となっており、年齢別の内訳をみると、概ね 2 歳から 4 歳までの利用が多くなっています。

認可外保育施設利用人数 単位：人

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平良南	はっぴい保育園	2	5	9	9	5	0	30
	リズム保育園	0	4	7	12	8	0	31
伊良部	しろくま託児所	1	0	2	1	2	0	6
合計		3	9	18	22	15	0	67

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

①公立幼稚園

平成31年4月1日現在の公立幼稚園は12園(17学級)で4歳及び5歳児を受け入れており、325人の児童数となっています。

公立幼稚園の児童数

単位：人

	学級数	4歳		5歳		合計		合計	
		男	女	男	女	男	女		
平良南	平一幼稚園	2			22	21	22	21	43
	北幼稚園	1			14	16	14	16	30
	南幼稚園	2			22	35	22	35	57
	東幼稚園	2			23	18	23	18	41
	久松幼稚園	2			27	24	27	24	51
	鏡原幼稚園	2	6	7	16	7	22	14	36
平良北	西辺幼稚園	1			8	8	8	8	16
	池間幼稚園	1	2	2	1	1	3	3	6
城辺	西城幼稚園	1	1	1	3	1	4	2	6
	城辺幼稚園	1	4	0	3	2	7	2	9
	砂川幼稚園	1	0	0	6	4	6	4	10
伊良部	佐良浜幼稚園	1			9	11	9	11	20
合計		17	13	10	154	148	167	158	325

資料：教育委員会（平成31年4月1日現在）

②私立幼稚園

私立幼稚園は、「みつば幼稚園」があり、定員数140人に対し、在籍数は105人となっています。

私立幼稚園の在籍数

単位：人

	年齢	3歳	4歳	5歳	合計	定員

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

③預かり保育

預かり保育を実施している公立幼稚園（12園）の利用人数は212人となっています。

また、私立幼稚園（みつば幼稚園）では、44人が利用しています。

預かり保育の実施状況

単位：人

公立	地域	施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計
1	平良南	平一幼稚園			31	31
2		北幼稚園			21	21
3		南幼稚園			45	45
4		東幼稚園			26	26
5		久松幼稚園			35	35
6		鏡原幼稚園		9	14	23
7	平良北	西辺幼稚園			11	11
8		池間幼稚園		0	0	0
9	城辺	西城幼稚園		0	0	0
10		城辺幼稚園		3	3	6
11		砂川幼稚園		0	7	7
12	伊良部	佐良浜幼稚園			7	7
計				12	200	212
私立	地域	施設名	3歳児	4歳児	5歳児	計
1	平良南	みつば幼稚園	15	16	13	44

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

④認定こども園（1号）

認定こども園は、市全体で4園あり、定員数107人に対し、入所人数は102人で入所率は95.3%となっています。「平良南」「上野」では入所人数が利用定員を上回っており、「下地」では利用定員に対し半数程度、「伊良部」では1割程度の入所人数となっています。

地域	施設名	利用定員	入所人数	入所率
平良南	はなそのこどもえん	60	63	105.0%
下地	下地こども園	23	13	56.5%
上野	上野こども園	15	25	166.7%
伊良部	伊良部こども園	9	1	11.1%
合計		107	102	95.3%

資料：児童家庭課（平成31年4月1日現在）

（3）公立小・中学校の状況

ア. 小学校

本市の公立小学校は、17校あり、児童数は3,493人となっています。

区域別の小学校数の内訳は、「平良北」が3校、「平良南」が6校、「城辺」が4校、「上野」が1校、「下地」が2校、「伊良部」が1校となっています。

地域	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
平良北	西辺小学校	11	17	15	18	10	13	4	88
	狩俣小学校	2	4	5	4	6	5	0	26
	池間小学校	0	1	1	2	5	2	0	11
平良南	平良第一小学校	99	103	97	74	99	72	21	565
	北小学校	42	43	53	51	46	47	11	293
	南小学校	97	79	72	77	98	96	15	534
	東小学校	77	76	63	76	77	80	25	474
	久松小学校	56	62	57	53	59	40	11	338
	鏡原小学校	44	42	45	40	39	36	8	254
城辺	西城小学校	9	18	14	14	9	16	6	86
	城辺小学校	8	6	16	12	13	25	3	83
	福嶺小学校	3	3	3	3	6	1	1	20
	砂川小学校	10	9	9	11	4	13	1	57
上野	上野小学校	31	51	40	31	46	35	5	239
下地	下地小学校	34	46	37	27	28	34	5	211
	来間小学校	0	1	0	0	0	2	0	3
伊良部	伊良部島小学校	31	38	26	36	35	32	13	211
合計		554	599	553	529	580	549	129	3,493

資料：教育委員会（平成31年4月1日現在）

イ. 中学校

本市の公立中学校は、13校あり、生徒数は1,608人となっています。

区域別の中学校数の内訳は、「平良北」に3校、「平良南」が4校、「城辺」が3校、「上野」が1校、「下地」が1校、「伊良部」が1校となっています。

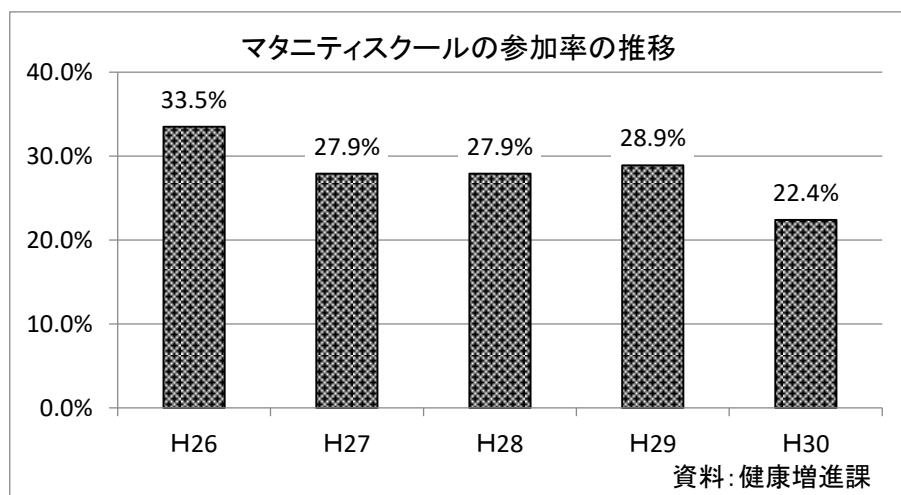
地域	学校名	1年	2年	3年	特別支援	合計
平良北	西辺中学校	15	10	7	1	33
	狩俣中学校	4	5	7	0	16
	池間中学校	5	4	4	0	13
平良南	平良中学校	142	164	166	36	508
	北中学校	127	113	129	24	393
	久松中学校	48	45	41	4	138
	鏡原中学校	38	29	29	4	100
城辺	西城中学校	10	19	18	0	47
	城辺中学校	10	6	20	0	36
	砂川中学校	6	8	11	3	28
上野	上野中学校	33	35	27	0	95
下地	下地中学校	26	34	33	0	93
伊良部	伊良部島中学校	36	40	29	3	108
合計		500	512	521	75	1,608

資料：教育委員会（平成31年4月1日現在）

(4) 母子保健事業

① マタニティスクール

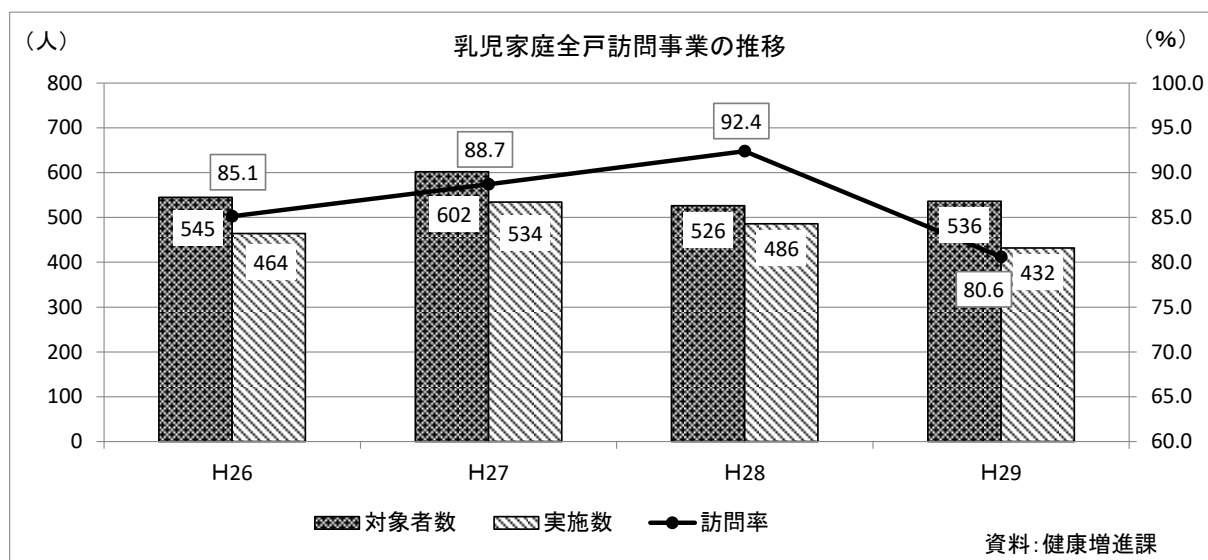
本市では、妊娠・出産・育児について助産師や保健師、栄養士と共に学んだり、友達を作ったりする教室を開催しており、平成30年の参加率は22.4%と平成26年の33.5%と比べ参加率が落ち込んできています。



② 乳児家庭全戸訪問事業

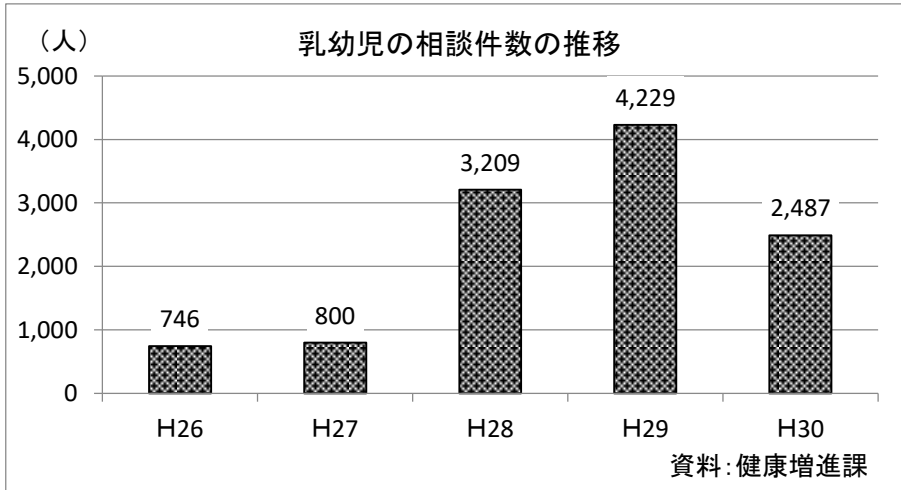
乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭が対象となるもので、各年500～600世帯の対象者に対し、訪問率は80%以上となっています。

訪問率の推移をみると、平成26年の85.1%から平成28年には92.4%と上昇傾向にありましたが、一転して平成29年には80.6%と落ち込んでいます。



③乳幼児の相談

本市では赤ちゃんの健康・育児に関する相談を受けており、その相談件数の推移をみると平成26年の746件から平成28年からは「乳幼児健診」での相談も含んでいるため、大幅に相談件数が伸び、平成30年には2,487件と、平成26年に比べ3倍以上となっています。

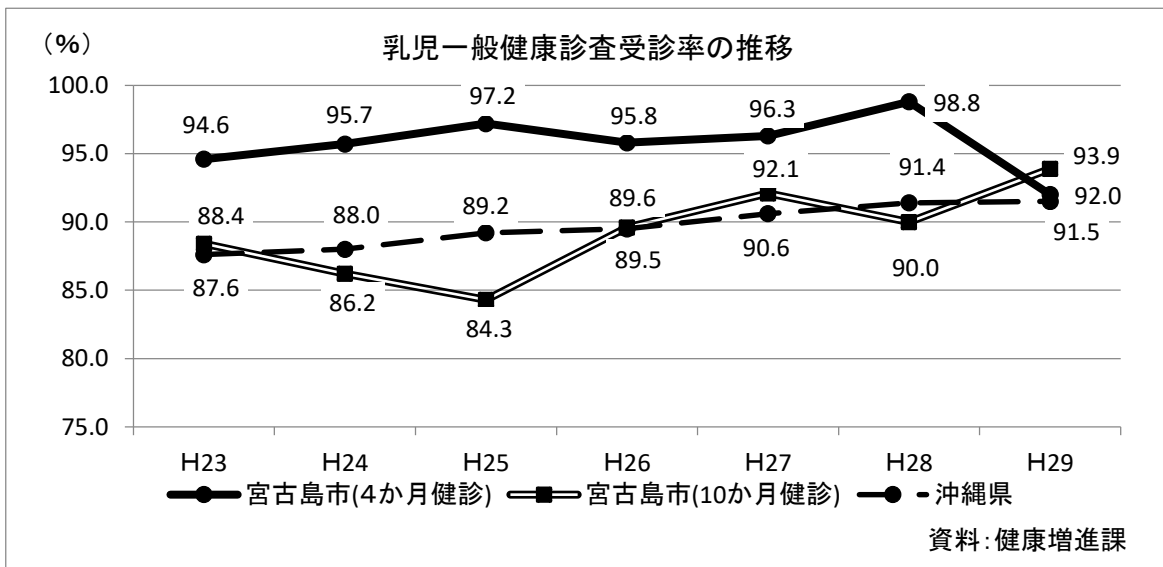


※平成28年度より、乳幼児健診での相談も含んでいます。

④乳児一般健康診査

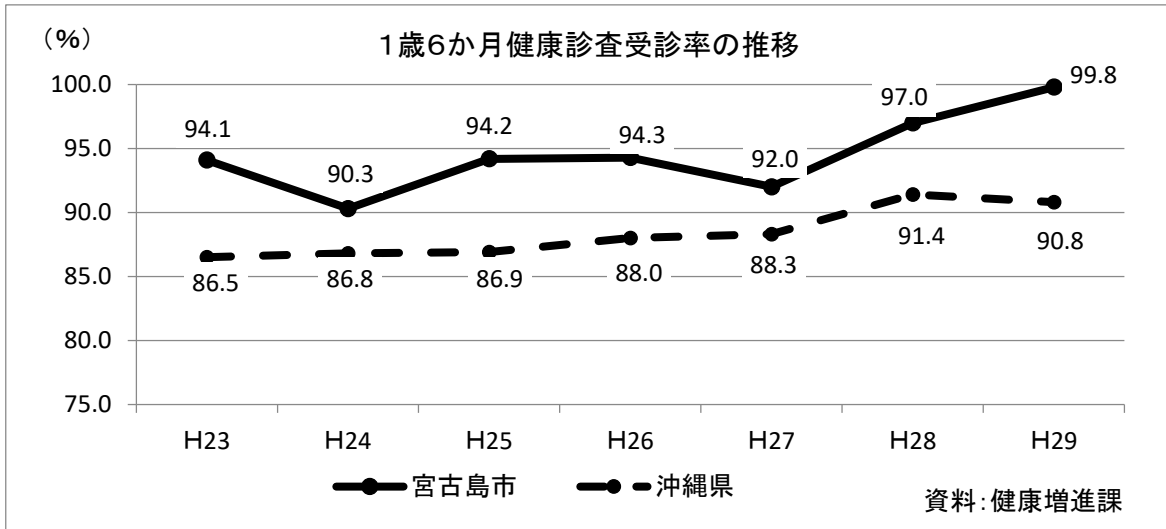
乳児一般健康診査の受診率をみると、「4 か月健診」は92%以上の高い受診率で推移しており、沖縄県の平均と比較しても高い受診率となっています。

一方、「10 か月健診」は「4 か月健診」よりも受診率は低くなっていますが、平成25年以降は受診率の上昇傾向にあり、平成29年には93.9%で4 か月健診の受診率を上回っています。



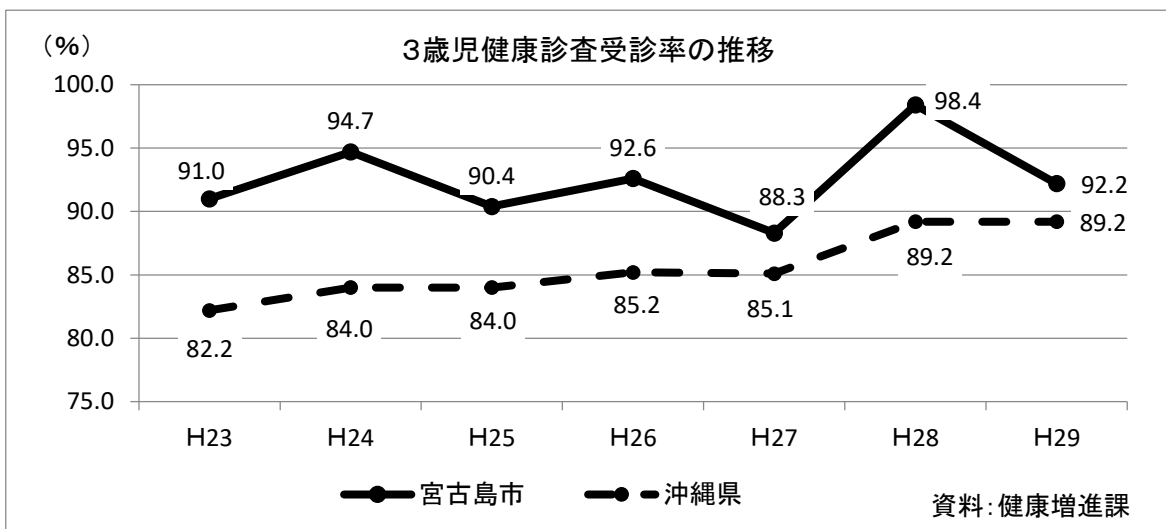
⑤ 1歳6か月健康診査

本市における1歳6か月健診の受診率は、平成23年から90%以上の高い受診率で推移しており、沖縄県平均と比べても高い受診率となっています。



⑥ 3歳児健康診査

本市における3歳児健診の受診率は、平成23年から90%以上の受診率で推移しており、平成27年には若干の落ち込みがあったものの、平成29年には92.2%となっています。沖縄県の平均と比べても本市の受診率が高い状況にあります。



(5) 放課後児童健全育成事業

①放課後児童クラブ（平成31年5月1日現在）

放課後児童クラブは、市全体で9箇所実施されています。区域別では「平良南」で7箇所、「城辺」及び「上野」で各1箇所となっており、「平良北」「下地」「伊良部」の3区域では実施されていません。

放課後児童クラブの利用人数については、348人が利用しており、その8割が小学校1～3年生の低学年の利用となっています。

放課後児童クラブ利用児童数

単位：人

地域	学童	利用人数		
		小学校1～3年生	小学校4～6年生	合計
平良南	放課後児童クラブ ちびっこらんど	35	11	46
	ひばり放課後児童クラブ	44	0	44
	放課後児童クラブ およこぼし学園	35	4	39
	放課後児童クラブ みなみ童夢	35	8	43
	なかよし放課後児童クラブ	29	11	40
	ふたば放課後児童クラブ	34	1	35
	こどもみらい放課後児童クラブ ティダっ子学園	38	7	45
城辺	放課後児童クラブ ぐすくべ	21	7	28
上野	うえの放課後児童クラブ	28	0	28
学年合計		299	49	348

資料：児童家庭課（平成31年5月1日現在）

②児童館

本市における児童館は、児童が自由に訪れ、遊び、友達と触れ合ったりする場として6箇所設置されています。

宮古島市ひらら児童館
宮古島市児童センター
宮古島市池間添児童館
宮古島市佐和田児童館
宮古島市下地児童館
宮古島市上野児童館

(6) 地域子育て支援拠点事業

楽しく子育てができるよう、情報交換や相談、自由に遊べる空間を提供する施設は、市内に4箇所設置されています。また、「みーや」においては城辺・伊良部へ出張を行っています。

ひらら地域子育て支援センター「みーや」
上野地域子育て支援センター「はくあい」
地域子育て支援センター「わくわくランド」
つどいの広場くれよん



第3章

ニーズ調査の概要



第3章 ニーズ調査の概要

1. 調査の概要

①調査の目的

「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の皆さまの子育て環境や教育・保育の利用状況並びに今後の利用希望などを把握し、子ども・子育て支援施策の検討に活用することを目的とします。

②調査の対象者

- ・就学前児童家庭：就学前の全ての児童
- ・小学校児童家庭：1年生から6年生までの全ての児童

③調査方法

- ・就学前児童家庭

全ての就学前児童のうち、教育・保育施設を利用している児童については施設を通じて配布回収を行い、在宅の児童等（約500件）については郵送による配布回収を行いました。

- ・小学校児童家庭

市内の小学校を通じて配布回収を行いました。

④回収率

回収率は、就学前児童家庭が82.6%、小学生児童家庭が71.7%となっています。

	配布数 (対象数)	有効回収数	回収率
就学前児童家庭	3,439	2,842	82.6%
小学生児童家庭	3,490	2,502	71.7%

※ 対象者は、就学前児童（H30.4.1時点）及び小学生の家庭です。

2. 調査結果の概要

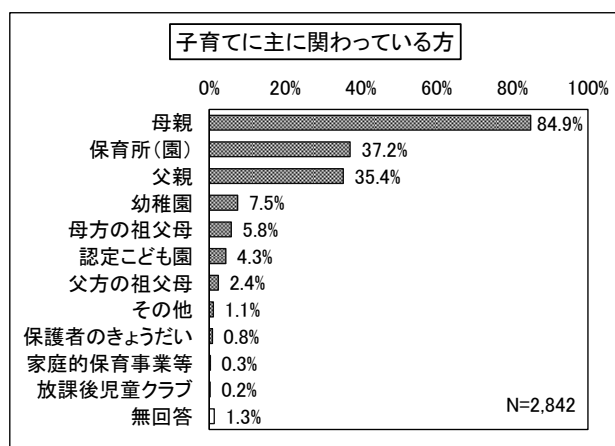
1) 家族の状況・子どもの育ちをめぐる環境について

子どもの子育て（育児・身の回りの世話、保育・教育などを含む）を主に行っている方についてみると、就学前では「母親」が84.9%、小学生では「父母共に」が59.2%で最も高くなっています。

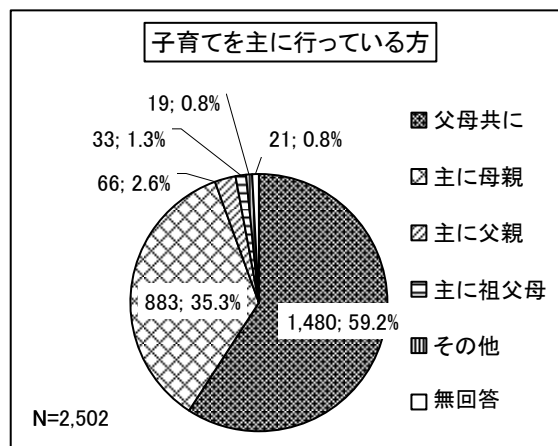
就学前の日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人の状況については、「近居の実父・実母」が40.5%で最も高く、次いで「近居の義父・義母」28.8%等の順となっています。一方、「いない」との回答も28.3%と割合が高くなっています。

①子育てを主に行っている方

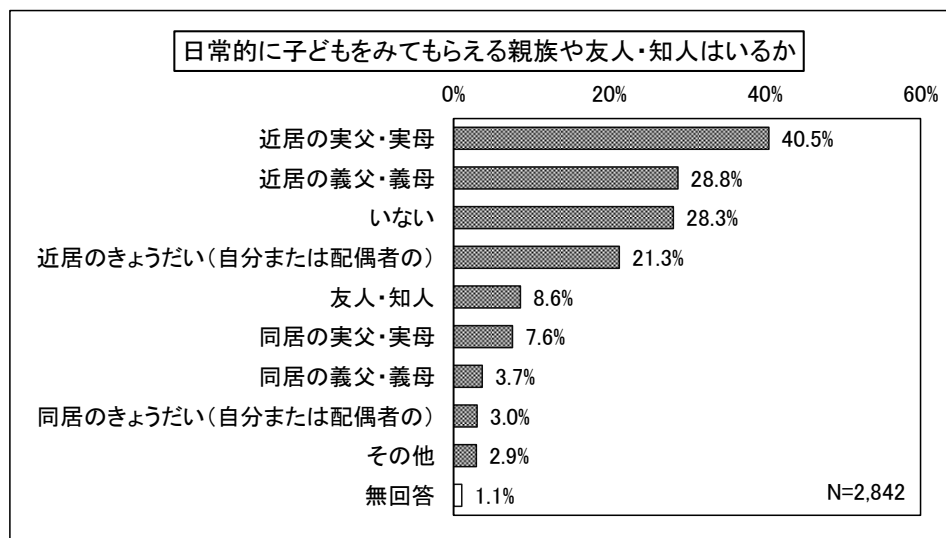
<就学前>



<小学生>



②日常的に子どもをみてもらえる親族や友人・知人はいるか（就学前のみ）



2) 保護者の就労状況

保護者の就労状況についてみると、母親では就学前、小学生ともに「フルタイム（週5日以上、1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護体中ではない」という割合が最も高く、それぞれ44.9%、53.5%となっています。また、休業中を含め、就学前では81.6%、小学生では83.7%の母親が就労していると回答しています。

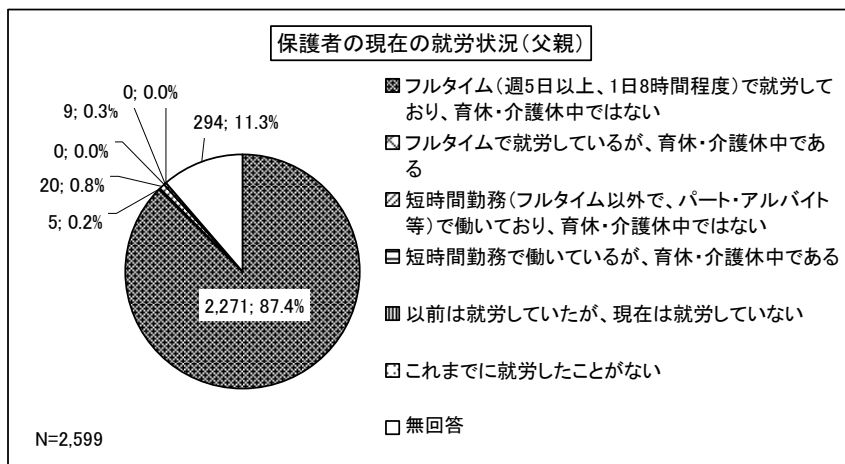
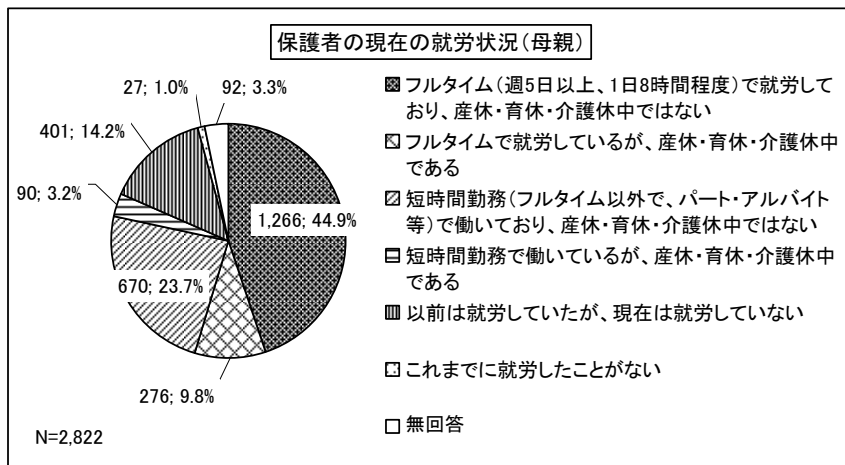
父親においても、就学前、小学生ともに「フルタイム（週5日以上、1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護体中ではない」という割合が最も高く、それぞれ87.4%、81.2%となっています。

現在就労していない方の今後の就労意向については、就学前、小学生の父母ともに「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が最も高く、とくに就学前の父親では66.7%と他の回答者に比べ割合が高くなっています。

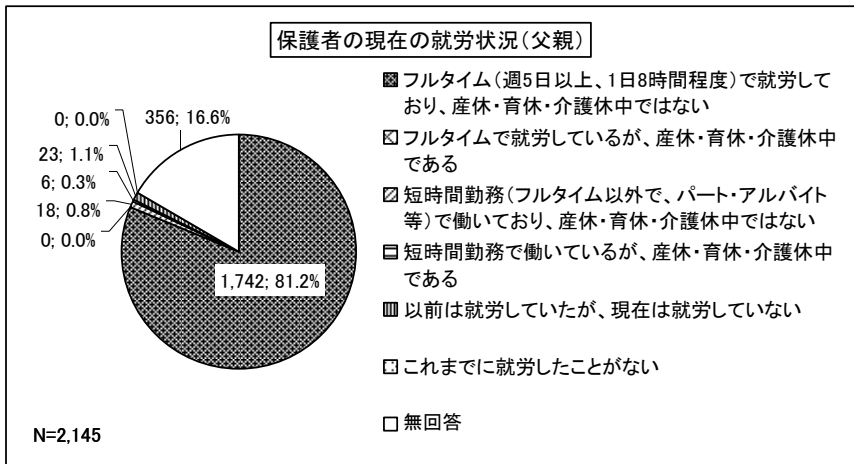
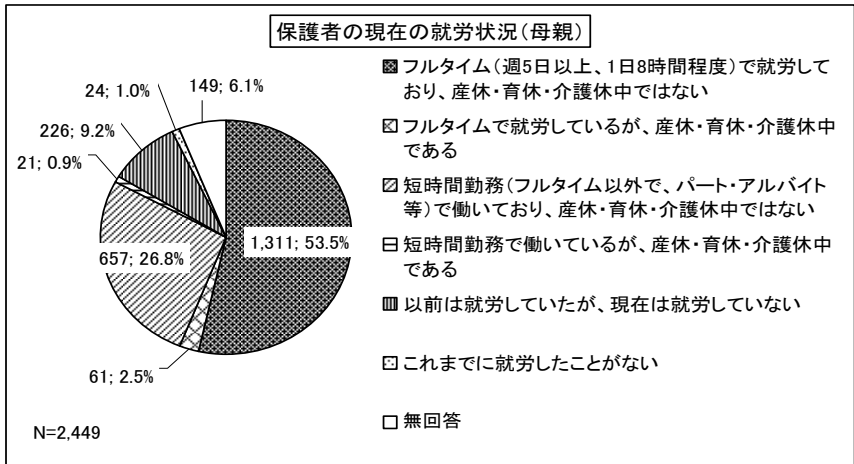
希望する就労形態についてみると、母親では就学前、小学生ともに「パートタイム、アルバイト等」、父親では就学前、小学生ともに「フルタイム」が最も高くなっており、母親と父親で希望する就労形態が異なっています。また、母親の現在の就労状況は「フルタイム」の割合が最も高いのに対し、希望では「パートタイム、アルバイト等」の割合が高くなっています。

①保護者の就労状況

<就学前>

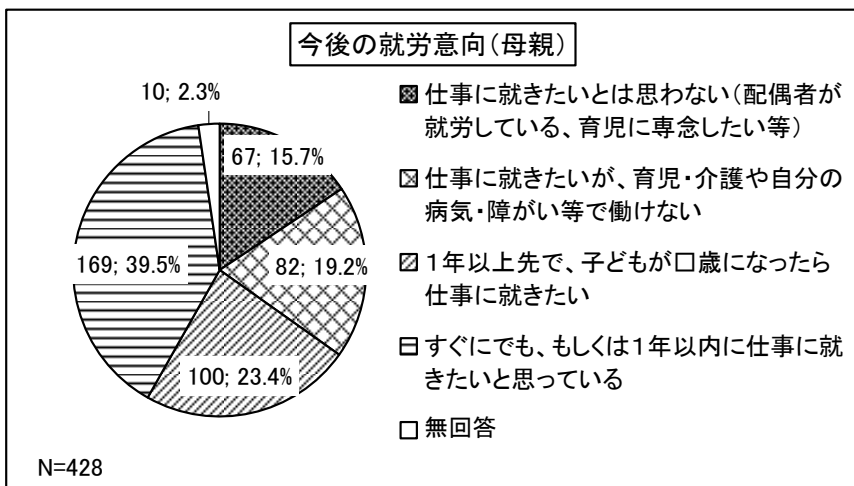


<小学生>

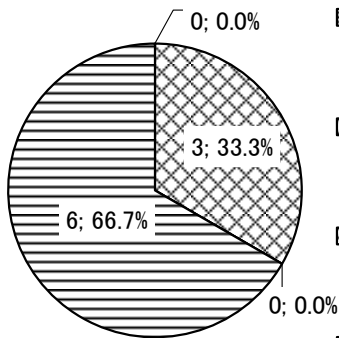


②今後の就労意向(現在就労していない方)

<就学前>



今後の就労意向(父親)

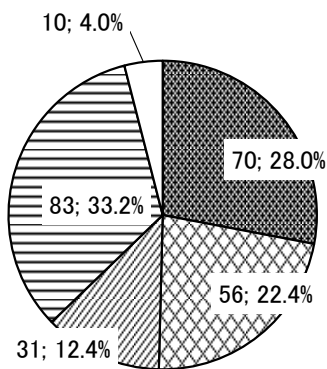


N=9

- 仕事に就きたいとは思わない(配偶者が就労している、育児に専念したい等)
- ▣ 仕事に就きたいが、育児・介護や自分の病気・障がい等で働けない
- ▤ 1年以上先で、子どもが口歳になったら仕事に就きたい
- ▨ すぐにでも、もしくは1年以内に仕事に就きたいと思っている

<小学生>

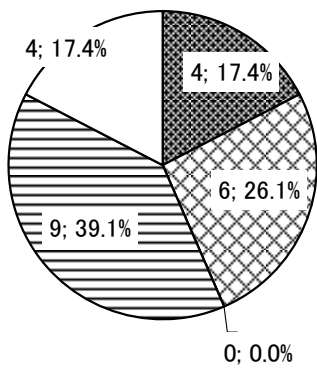
今後の就労意向(母親)



N=250

- 仕事に就きたいとは思わない(配偶者が就労している、育児に専念したい等)
- ▣ 仕事に就きたいが、育児・介護や自分の病気・障がい等で働けない
- ▤ 1年以上先で、子どもが口歳になったら仕事に就きたい
- ▨ すぐにでも、もしくは1年以内に仕事に就きたいと思っている
- 無回答

今後の就労意向(父親)

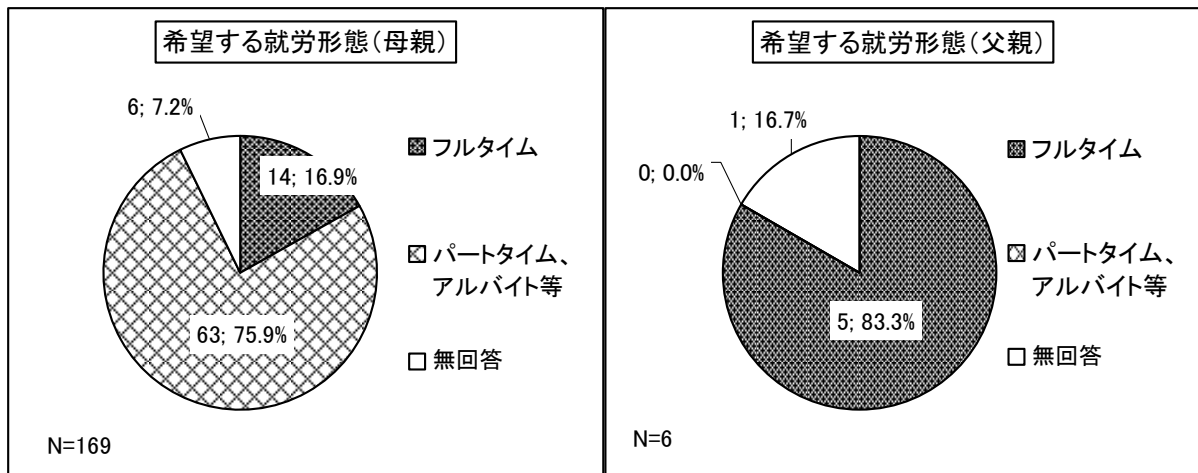


N=23

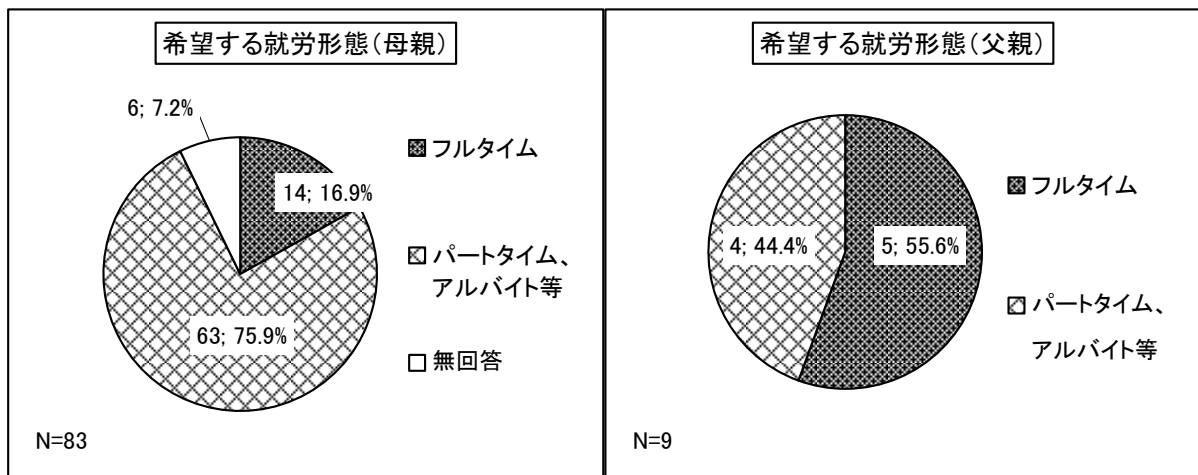
- 仕事に就きたいとは思わない(配偶者が就労している、育児に専念したい等)
- ▣ 仕事に就きたいが、育児・介護や自分の病気・障がい等で働けない
- ▤ 1年以上先で、子どもが口歳になったら仕事に就きたい
- ▨ すぐにでも、もしくは1年以内に仕事に就きたいと思っている
- 無回答

③希望する就労形態

<就学前>



<小学生>

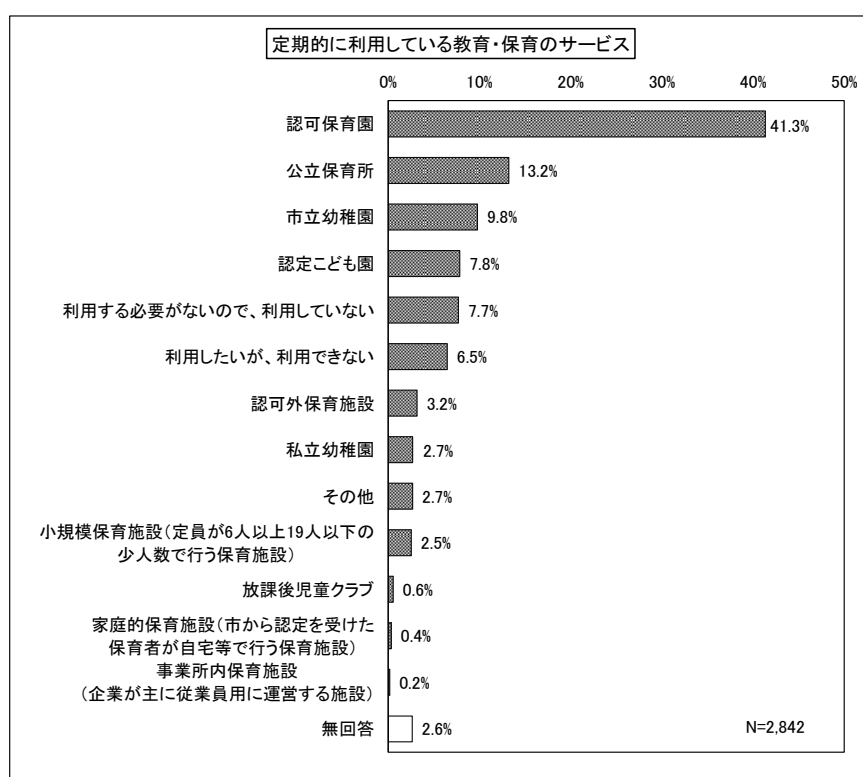


3) 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について（就学前のみ）

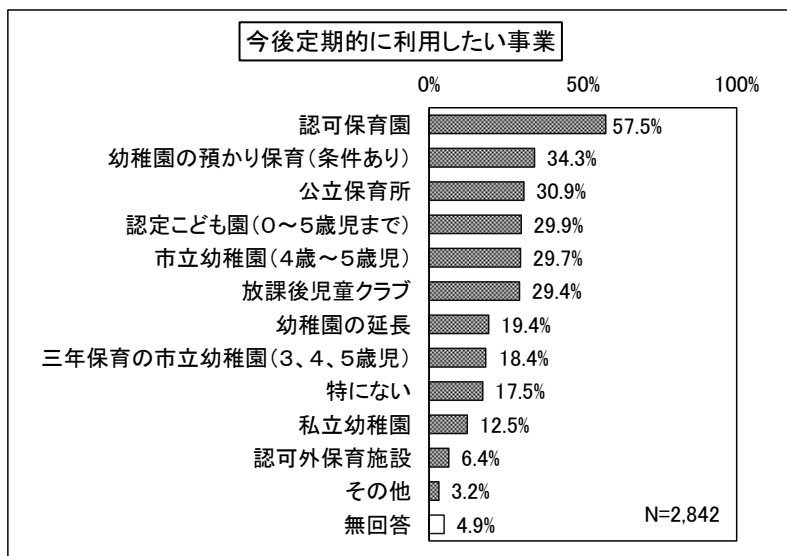
現在、利用している平日の定期的な教育・保育サービスは、「認可保育園」が41.3%で最も高くなっています。また、今後定期的に利用したい教育・保育サービスについても、現状と同様に「認可保育園」が57.5%で最も高くなっています。なお、幼稚園の延長希望時間については、「18時まで」が44.3%で最も高くなっています。

教育・保育サービスを利用できない理由については、「保育所（園）に空きがない」が69.0%で突出して高くなっています。「場所や質など納得できる保育所（園）・幼稚園がない」と回答した方の具体的な主な意見は、「兄弟で同じ施設に入所できない」、「希望する年齢から入所できる施設がない」、「食事」との意見があがっています。

①定期的な教育・保育事業の利用状況



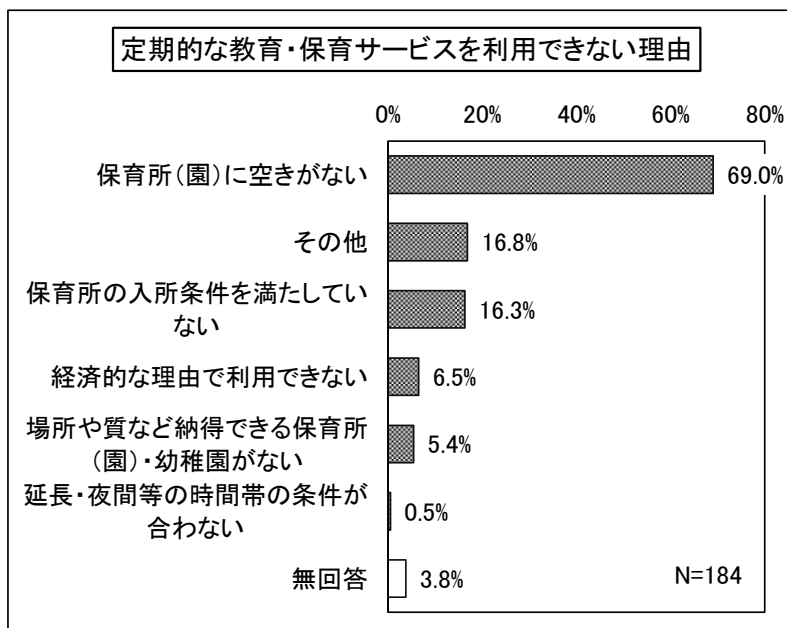
②今後定期的に利用したい事業



幼稚園の延長希望時間

希望時間	件数	割合
14時まで	21	3.8%
15時まで	18	3.3%
16時まで	19	3.4%
17時まで	61	11.1%
17時半まで	8	1.5%
18時まで	244	44.3%
18時半まで	40	7.3%
19時まで	59	10.7%
19時半まで	1	0.2%
20時まで	5	0.9%
20時半まで	1	0.2%
無回答	74	13.4%
合計	551	100.0%

③定期的な教育・保育サービスを利用できない理由



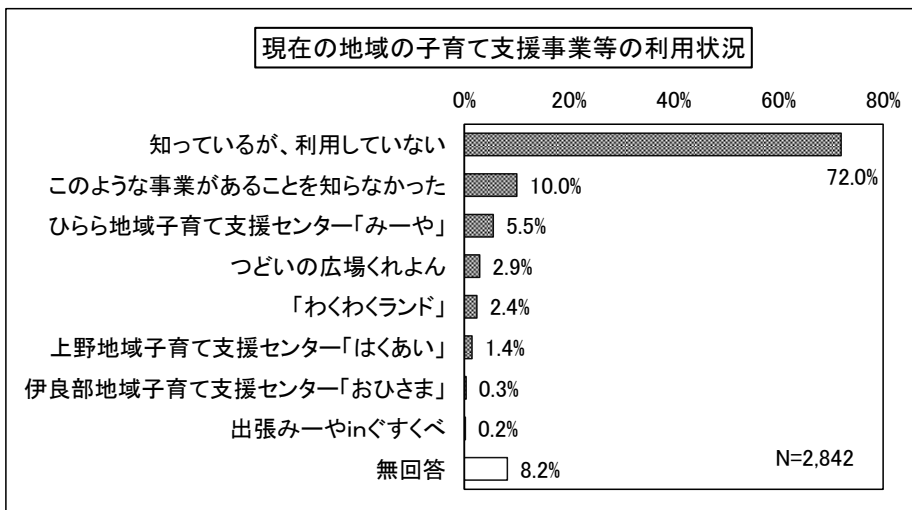
4) 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

現在の地域の子育て支援事業等の利用状況については、「知っているが、利用していない」が72.0%で突出して高く、次いで「このような事業があることを知らなかった」10.0%、「ひらら地域子育て支援センター「みーや」」5.5%、「つどいの広場くれよん」2.9%、「わくわくランド」2.4%となっています。

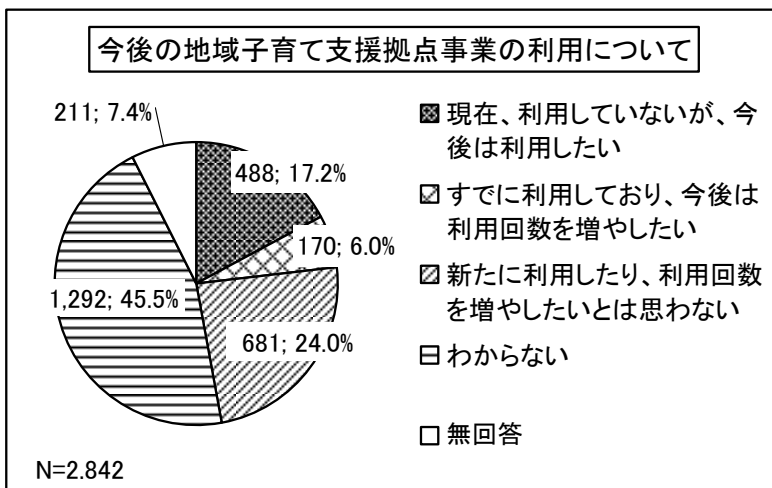
今後の地域子育て支援拠点事業の利用については、「わからない」が45.5%で最も高く、次いで「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」24.0%、「現在、利用していないが、今後は利用したい」17.2%、「すでに利用しており、今後は利用回数を増やしたい」6.0%となっています。

現在、利用していないが、今後は利用したいと回答した方の希望する利用回数については、1週当たり「週1回」が22.5%、1ヶ月当たり「月1回」が24.2%で最も高くなっています。すでに利用しており、今後は利用回数を増やしたいと回答した方の希望する利用回数については、1週当たり「週2回」が18.8%、1ヶ月当たり「月3回」が7.6%で最も高くなっています。

①地域子育て支援拠点事業の利用状況



②今後の地域子育て支援拠点事業の利用について



<現在、利用していないが、今後は利用したい希望利用回数>

1週当たり回数

	件数	割合
週1回	110	22.5%
週2回	41	8.4%
週3回	28	5.7%
週4回	16	3.3%
週5回	4	0.8%
週7回	1	0.2%
無回答	288	59.0%
合計	488	100.0%

1ヶ月当たり回数

	件数	割合
月1回	118	24.2%
月2回	101	20.7%
月3回	27	5.5%
月4回	28	5.7%
月5回	5	1.0%
月7回	1	0.2%
月8回	4	0.8%
月10回	6	1.2%
月20回	3	0.6%
無回答	195	40.0%
合計	488	100.0%

<すでに利用しており、今後は利用回数を増やしたい希望利用回数>

1週当たり回数

	件数	割合
週1回	31	18.2%
週2回	32	18.8%
週3回	22	12.9%
週4回	14	8.2%
週5回	11	6.5%
週6回	2	1.2%
無回答	58	34.1%
合計	170	100.0%

1ヶ月当たり回数

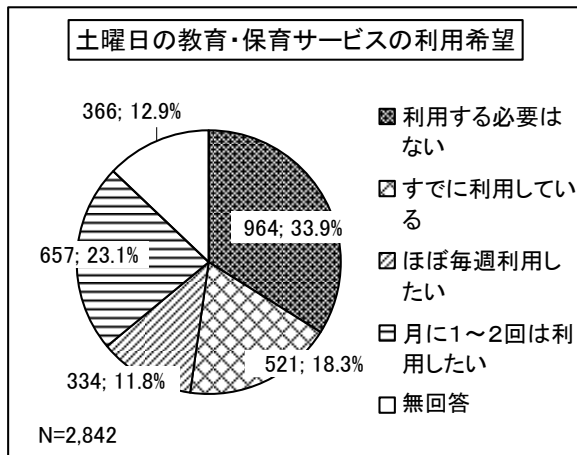
	件数	割合
月1回	9	5.3%
月2回	11	6.5%
月3回	13	7.6%
月4回	9	5.3%
月5回	3	1.8%
月6回	2	1.2%
月10回	5	2.9%
月12回	3	1.8%
無回答	115	67.6%
合計	170	100.0%

5) 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用について（就学前のみ）

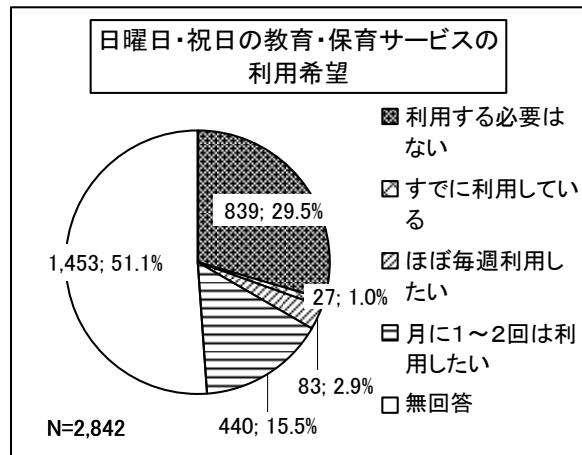
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用希望については、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」が最も高く、それぞれ33.9%、29.5%となっています。

また、「利用したい」（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の回答割合は、土曜日で34.9%、日曜日・祝日で18.4%となっています。

<土曜日>



<日・祝日>



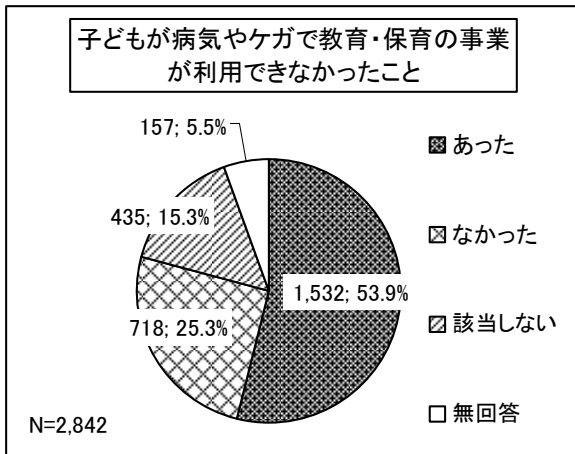
6) 子どもが病気の際の対応について

就学前の子どもが病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことについては、53.9%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法としては「母親が休んだ」が79.2%で突出して高くなっています。また、小学生においても、子どもが学校を休んだ際の対応は「母親が休んだ」が56.8%で最も高くなっています。

就学前では、39.3%の方が子どもが病気やケガをした場合に病児・病後児の保育施設等の利用を希望しており（「ほぼすべての日数を利用したい」＋「ある程度利用したい」）、その際の事業の利用希望としては、「病院に併設した施設で子どもを保育する事業」が59.1%で最も高くなっています。

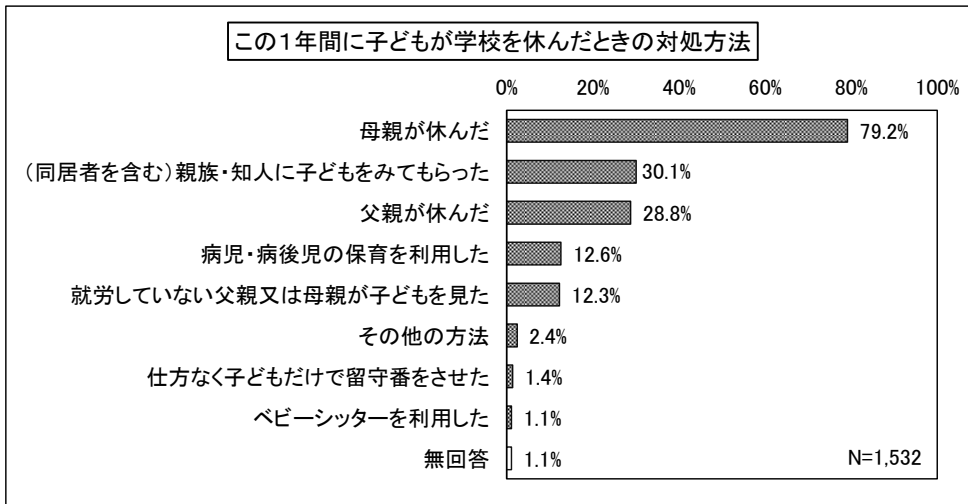
一方で、4割の方は「利用したいとは思わない」と回答しており、その理由としては「親が仕事を休んで対応することができる」が45.4%、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が37.9%で多くなっています。

①子どもが病気やケガで通常の教育・保育の事業を利用できなかったこと（就学前のみ）

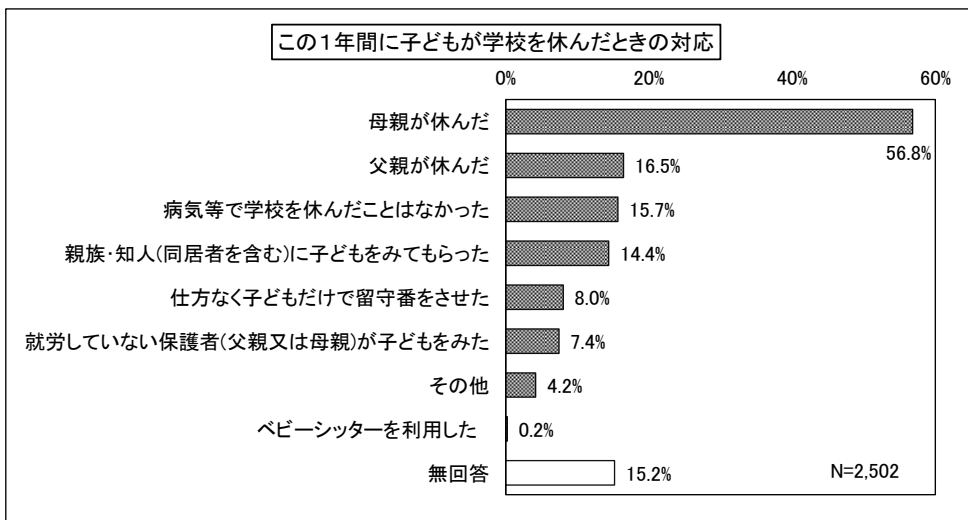


②子どもが学校を休んだときの対処方法

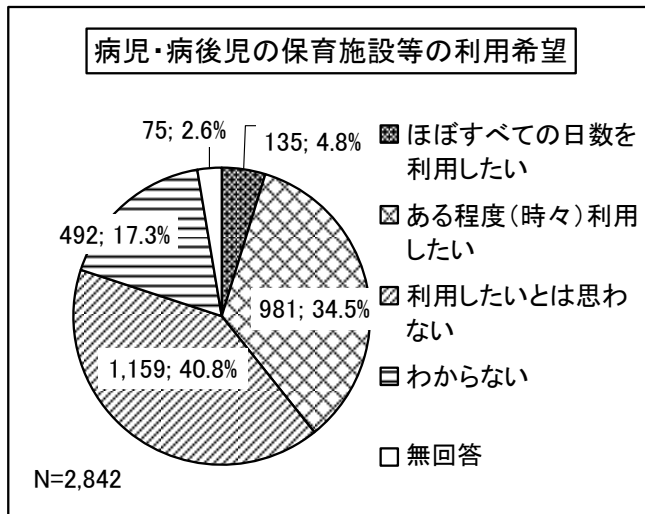
<就学前>



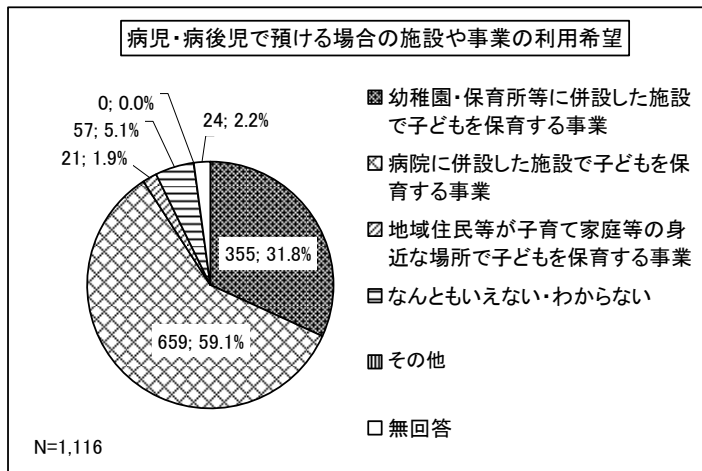
<小学生>



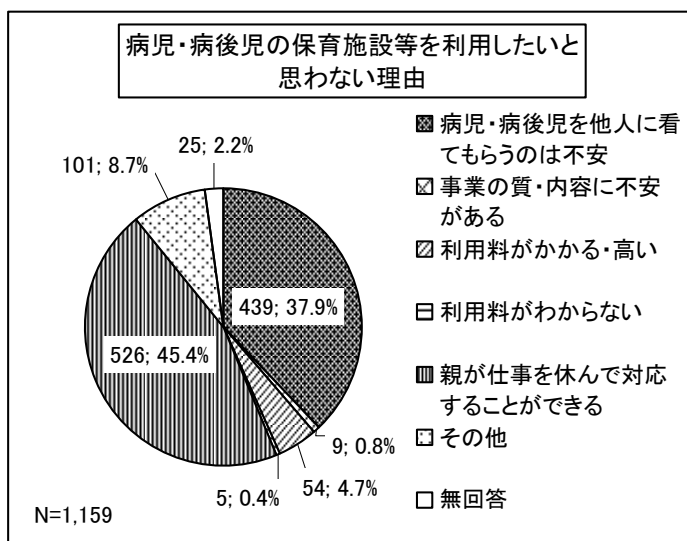
③病児・病後児の保育施設等の利用希望（就学前のみ）



④病児・病後児で預ける場合の施設や事業の利用希望（就学前のみ）



⑤病児・病後児の保育施設等を利用したいと思わない理由（就学前のみ）



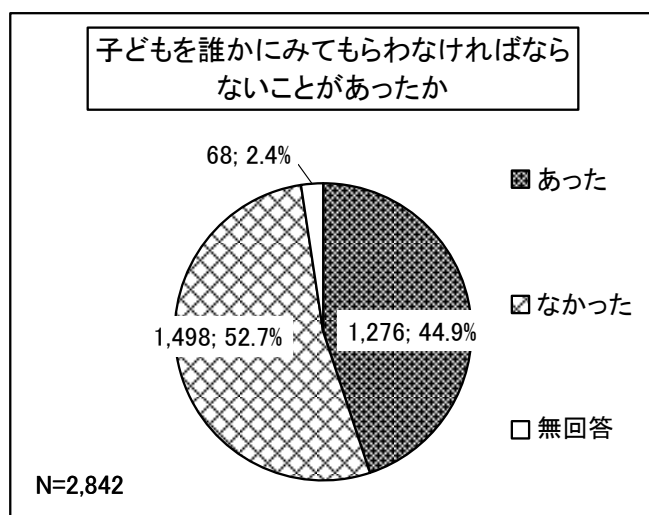
7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について（就学前のみ）

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気、リフレッシュなど）で子どもをどなたかにみてもらわなければならないことについては、44.9%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法としては「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が85.3%で突出して高くなっています。

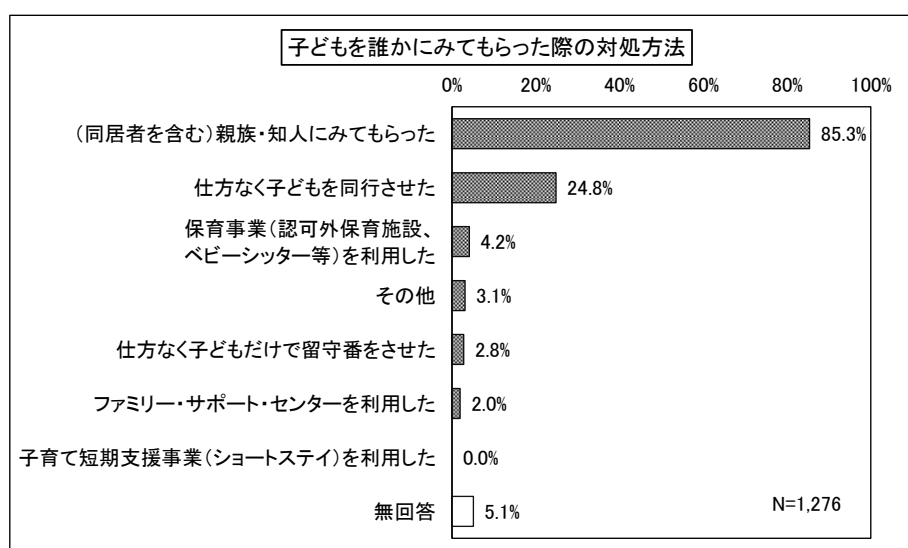
不定期サービスの利用希望については、「わからない」が37.2%で最も高く、利用を希望する方は30.8%となっています。

さらに、保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないことについては、28.6%の方が「あった」と回答しており、その際の対処方法についても誰かにみてもらったときと同様に「（同居人を含む）親族・友人に預けた」が85.0%で最も高くなっています。

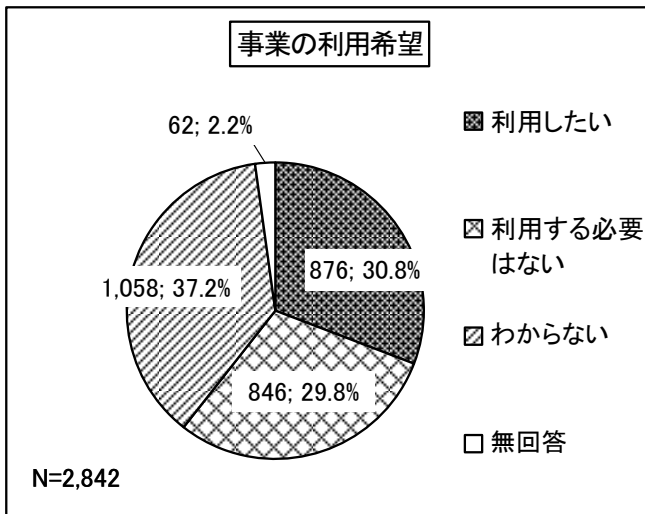
①保護者の用事により、子どもを誰かにみてもらわなければならないこと



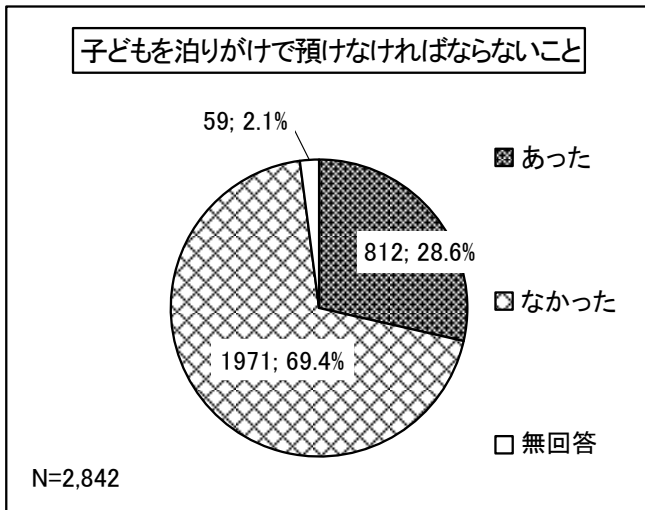
②保護者の用事により、子どもを誰かにみてもらった際の対処方法



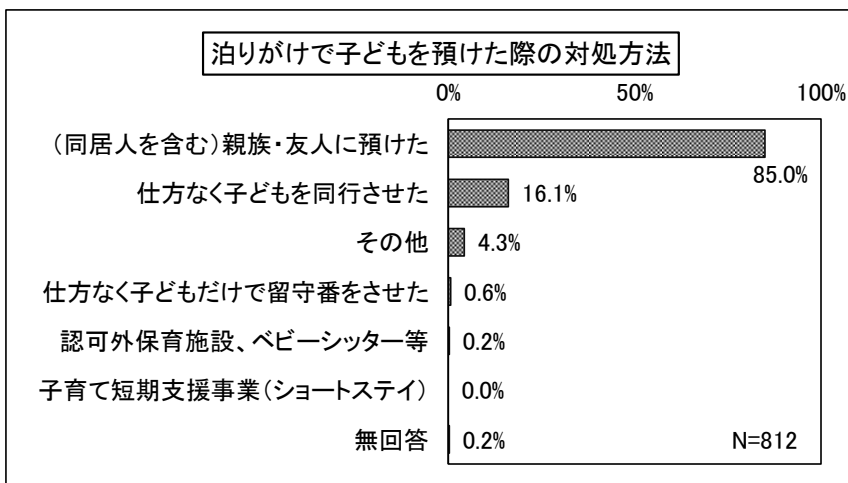
③不定期な一時預かり等の事業の利用希望



④保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならないこと



⑤泊りがけで子どもを預けた際の対処方法



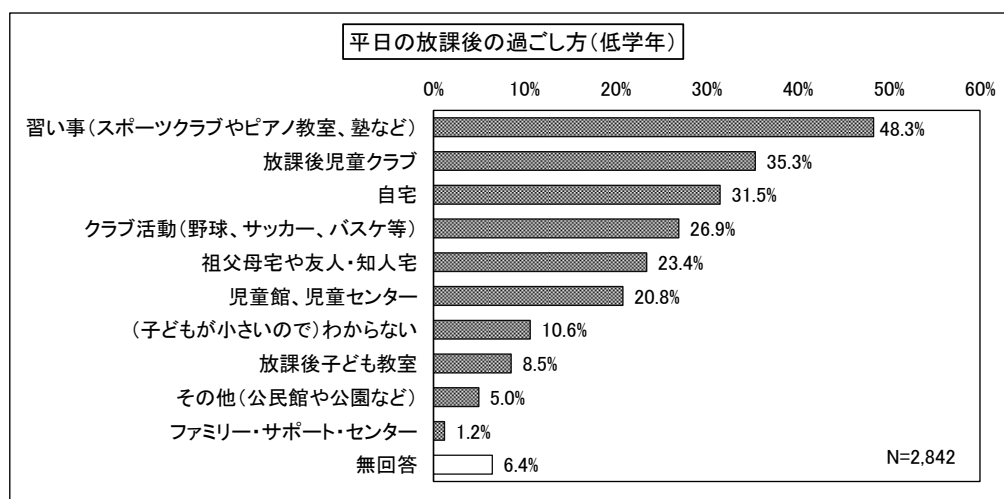
8) 放課後の過ごし方について

就学前の平日の放課後の過ごし方の希望についてみると、低学年（1～3年生）では「習い事（スポーツクラブやピアノ教室、塾など）」が48.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」35.3%、「自宅」31.5%等となっています。高学年（4～6年生）では「習い事（スポーツクラブやピアノ教室、塾など）」が50.4%で最も高く、次いで「クラブ活動（野球、サッカー、バスケ等）」50.3%、「自宅」32.4%等となっており、低学年に比べ「クラブ活動（野球、サッカー、バスケ等）」を希望する割合が高くなっています。

小学生の平日の放課後の過ごし方の現状については、「習い事（スポーツ・塾など）」が58.9%で最も高く、次いで「自宅」54.8%、「祖父母・親戚宅や友人・知人宅」18.3%等となっています。今後の希望についても「習い事（スポーツ・塾など）」が39.0%で最も高く、次いで「自宅」29.3%、「祖父母・親戚宅や友人・知人宅」10.1%等となっており、現状と希望の上位は同じ項目となっています。

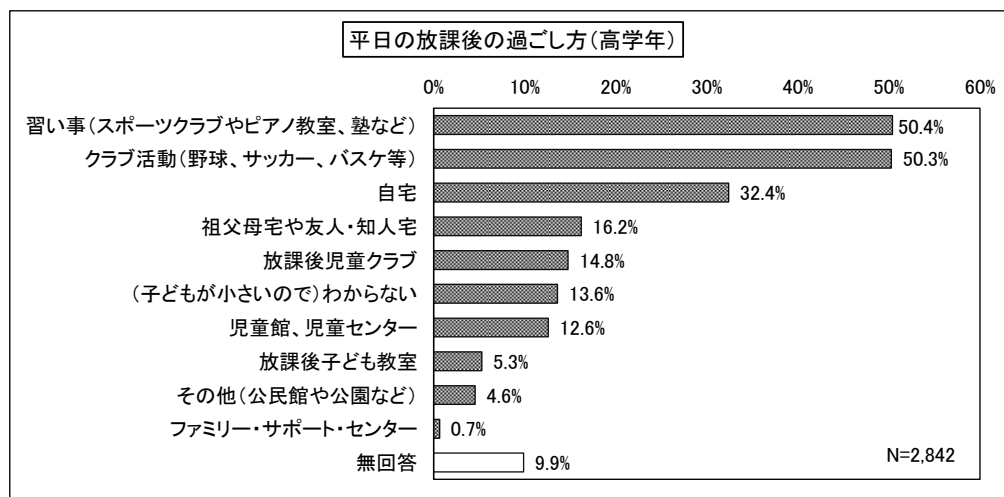
①小学校低学年（1～3年生）の平日の放課後の過ごし方

<就学前>



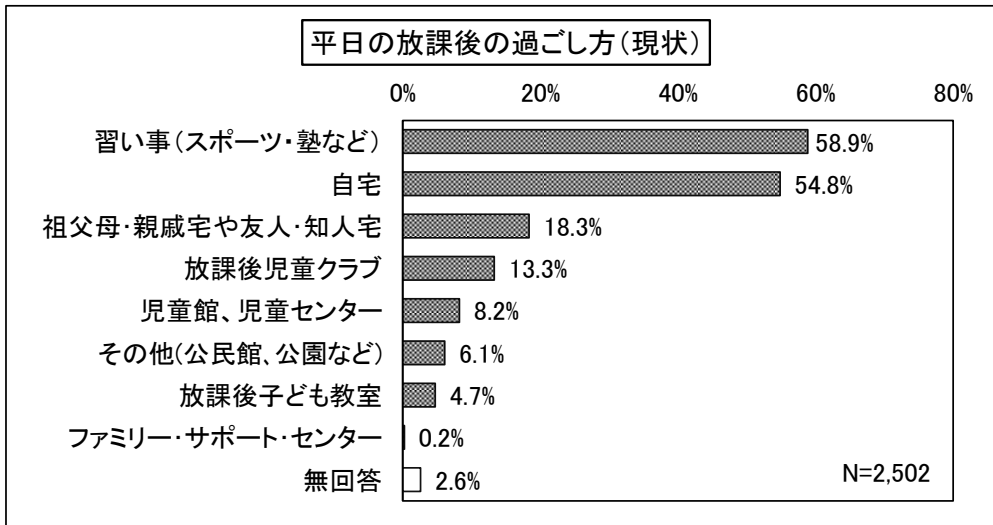
②小学校高学年（4～6年生）の平日の放課後の過ごし方

<就学前>



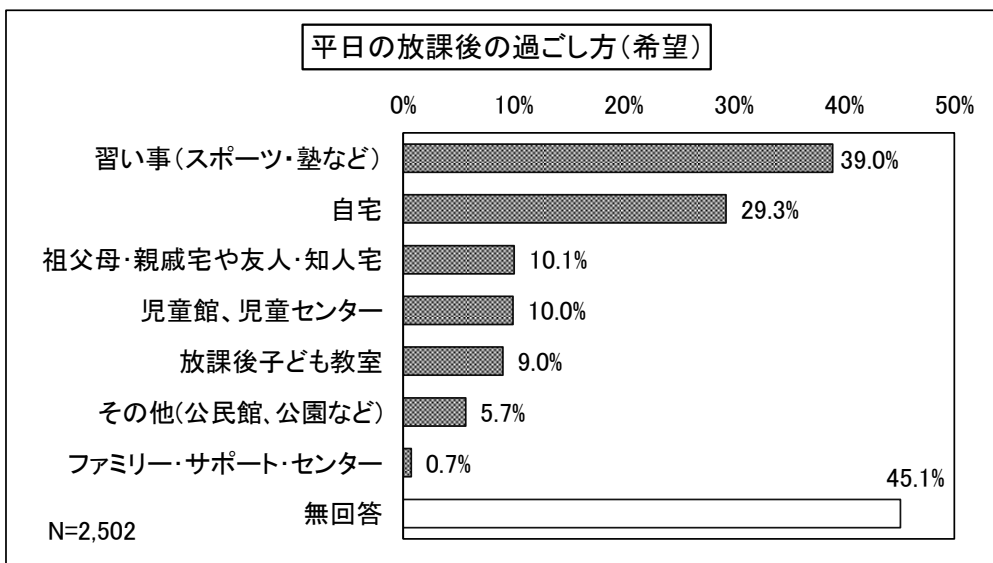
③平日の放課後の過ごし方（現状）

<小学生>



④平日の放課後の過ごし方（希望）

<小学生>

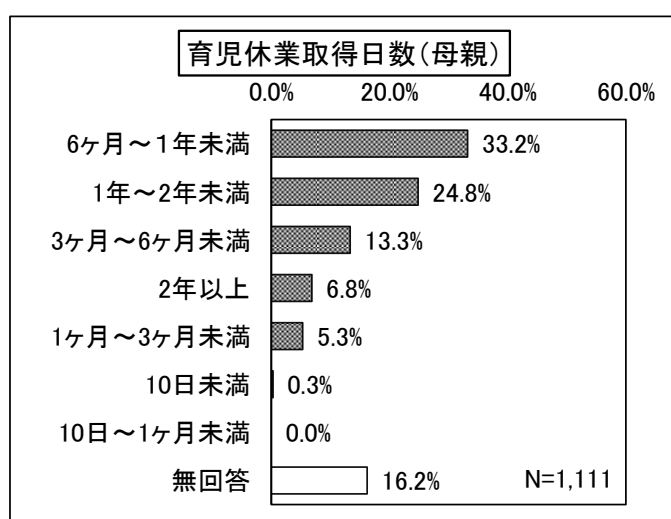
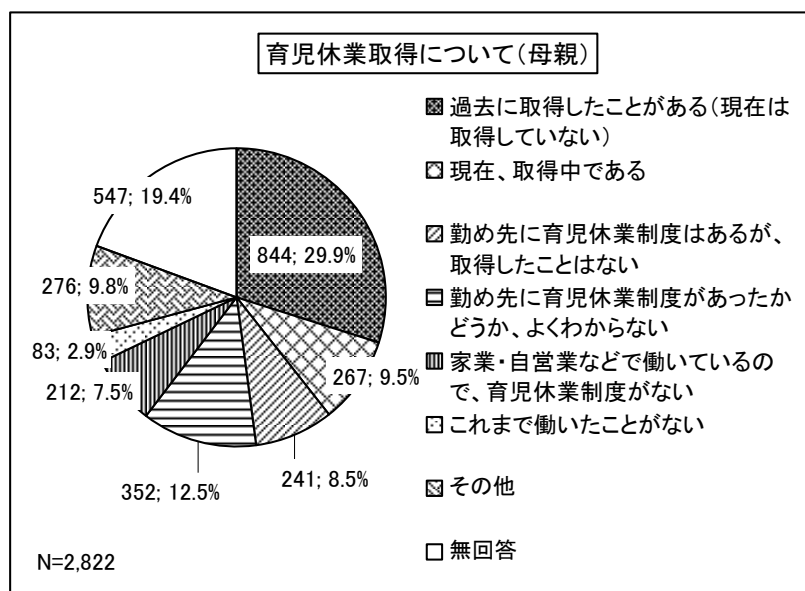


9) 育児休業取得について（就学前のみ）

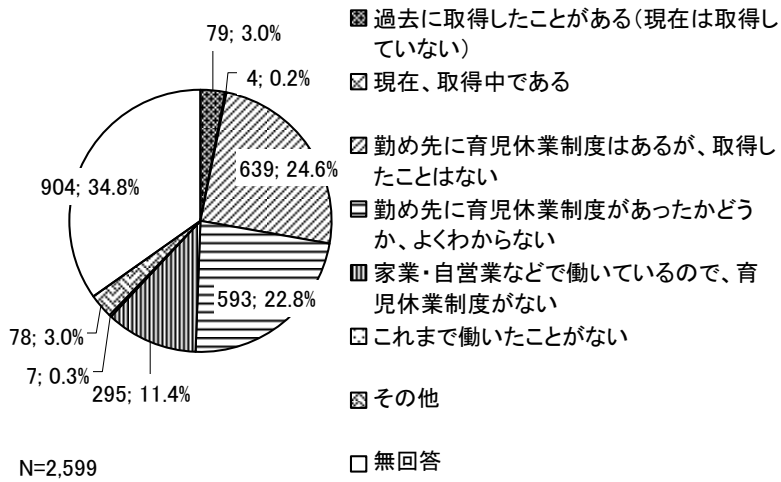
母親の育児休業の取得状況としては、「過去に取得したことがある（現在は取得していない）」が29.9%で最も高く、次いで「勤め先に育児休業制度があったかどうか、よくわからない」12.5%、「その他」9.8%、「現在、取得中である」9.5%、「勤め先に育児休業制度はあるが、取得したことはない」8.5%の順となっています。

過去に取得した方や現在取得中の方の取得日数については、「6ヶ月～1年未満」が33.2%で最も高く、次いで「1年～2年未満」24.8%、「3ヶ月～6ヶ月未満」13.3%の順となっています。

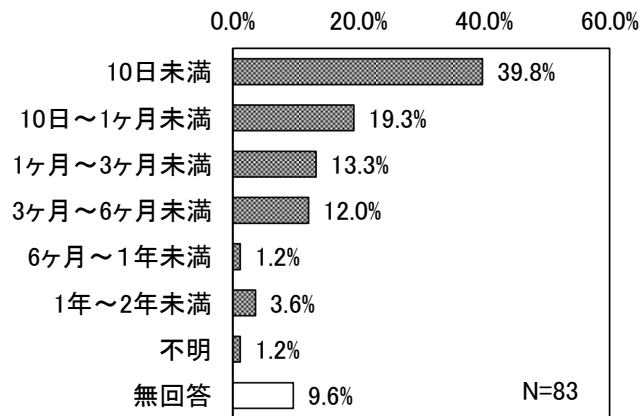
父親の育児休業の取得状況としては、「過去に取得したことがある（現在は取得していない）」及び「現在、取得中である」を合わせると、わずかではありますが3.2%の方が取得しています。取得日数は「10日未満」が39.8%で最も高く、母親に比べて取得期間が短くなっています。

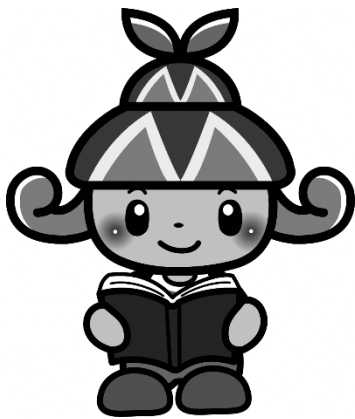


育児休業取得について(父親)



育児休業取得日数(父親)





第4章

第1期宮古島市子ども・子育て 支援事業計画の進捗・評価

第4章 第1期宮古島市子ども・子育て支援事業計画の進捗・評価

1. 量の見込みと確保方策に係る評価

計画の確保目標に対する各年度の実績の割合は以下のとおりです。

【教育・保育の「量の見込み」と確保方策における取組み】

計画項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
1号認定	89.1%	88.6%	68.7%	60.2%
2号認定（教育）	107%	108%	75.9%	200%
2号認定（保育）	98.5%	98.4%	109%	90.8%
3号認定（1～2歳）	95.9%	98.7%	102%	91.9%
3号認定（0歳）	86.0%	93.1%	101%	89.8%

< 1～3号認定とは >

- 1号認定：満3歳以上で就学前の保育の必要がない子どもたちで、主に教育（幼稚園など）を希望する方
- 2号認定（教育）：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもたちであるが、教育を希望する方
- 2号認定（保育）：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもで、保育を希望する方
- 3号認定（0～2歳）：満3歳未満で保育の必要性があると認定された子どもで、保育を希望する方

【教育・保育の量の見込みと確保方策に関する評価】

- 1号認定：ニーズに対する受け入れについては、現状充分確保されている状況にあります。
- 2号認定（教育）：ニーズに対する受け入れについては、現状充分確保されている状況にあります。
- 2号認定（保育）：ニーズに対する受け入れについては、現状では確保されている状況にあります。
- 3号認定（0～2歳）：欠員のある保育所等がある一方、待機児童がいる状況となっています。今後も保育の受け皿の増加に取り組むとともに、待機児童の解消に向けて取り組む必要があります。

※2号認定及び3号認定については、2019年10月からスタートした幼児教育・無償化の影響について、ニーズ調査結果との相違などについて分析・検証する必要があります。

【地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策における取組み】

計画項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
① 利用者支援事業	100%	100%	100%	100%
② 延長保育事業	92.9%	107%	117%	121%
③ 一時預かり事業 (在園児)	96%	96%	67.8%	61.4%
④ 一時預かり事業 (その他)	70%	66.7%	50%	66.7%
⑤ 病児・病後児保育事業	100%	100%	76.9%	177%
⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	未実施	未実施	未実施
⑦ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業開始前に事業運営等への相談・助言・各種支援に関する手続きを行った。			
⑧ ファミリー・サポート・センター事業	263%	316%	160%	170%
⑨ 子育て短期支援事業	100%	100%	100%	100%
⑩ 地域子育て支援拠点事業	100%	71%	71%	71%
⑪ 放課後児童健全育成事業	100%	98%	96%	64%
⑫ 妊婦健康診査	各年度妊婦健康診査を公費で実施			
⑬ こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを実施			
⑭ 養育支援訪問事業	養育支援を必要とする家庭に対し訪問支援を実施			
⑮ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業	児童虐待防止のリーフレットを作成し、関係機関を通じて配布、児童相談チェックリストの作成			

【地域子ども・子育て支援事業に関する評価】

15事業のうち、利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業（在園児）、一時預かり（その他）、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、妊婦健康診査の8事業においては、十分な取り組みが行われ、成果が得られています。

なお、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、地域子育て支援拠点事業、放課後健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、育成支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業の6事業については、取り組みを行っているものの、一部地区で実施ができていないものがあるなど、一部課題があります。

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、未実施の状況となっていることから、保育施設等の実費徴収状況や対象世帯数（保護者の世帯所得など）を確認するなど、事業実施に向けた取り組みを行う必要があります。

2. 計画の個別施策ごとの取り組み状況

計画の基本目標ごとに位置付けられている事業数と未実施事業数は以下のとおりです。

基本目標	基本施策	位置付けられている事業数	未実施事業数
基本目標Ⅰ 教育・保育	① 待機児童を解消するよう努めます。	2事業	0事業
	② 多様なニーズへの対応を図ります。	1事業	1事業
	③ 幼稚園児(5歳児)の居場所づくりを強化します。	2事業	0事業
	④ 質の高い幼児期の保育・教育の基盤を整備します。	2事業	0事業
	⑤ 保育士・幼稚園教諭の人材確保、育成及び質の向上を進めます。	3事業	1事業
	⑥ 支援を必要とする子どもへの関わりを強化します。	1事業	0事業
	⑦ 教育・保育に関するきめ細やかな情報提供を強化します。	1事業	0事業
	⑧ 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。	3事業	1事業
基本目標Ⅱ 地域	① 子どもの目線にたち、子どもが過ごしやすい地域づくりを進めます。	1事業	0事業
	② 児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保に努めます。	4事業	0事業
	③ 地域資源を活用した住民主体の子ども・子育て支援を促進します。	1事業	1事業
	④ 宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境づくりを進めます。	1事業	0事業
	⑤ 子育て中の保護者を支える体制の構築に努めます。	1事業	0事業
	⑥ すべての地域の子どもが平等に教育・保育サービスが受けられるように努めます。	3事業	1事業
基本目標Ⅲ 母子保健事業	① すべての妊婦の健康保持増進並びに負担軽減を図り安心して子どもを産める環境づくりに努めます。	3事業	0事業
	② 産前産後の心身の負担や育児不安を早期に解消ができるよう努めます。	4事業	0事業

(つづき)

基本目標	基本施策	位置付けられている事業数	未実施事業数
基本目標Ⅲ 母子保健事業	③ 学校等を通じた子どもの健康維持・増進を推進します。	1 事業	0 事業
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランス	① 産後・育児休業中に、保育・教育サービスが切れ目なく利用できる体制づくりを目指します。	1 事業	0 事業
	② 国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出を促進します。	3 事業	2 事業
基本目標Ⅴ 支援を必要とする世帯	① ひとり親世帯の生活・子育て実態の把握と必要な支援を提供できる体制を整備します。	1 事業	0 事業
	② 障がいのある子どものいる世帯へのきめ細やかな対応を進めてまいります。	5 事業	0 事業
	③ 子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築を強化します。	1 事業	0 事業
	④ 児童虐待の予防、早期発見・早期対応に向けた体制づくりを強化します。	2 事業	0 事業
	⑤ その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくりを目指します。	2 事業	0 事業
合 計		49 事業	7 事業 (14.3%)

【基本目標ごとの取り組みの評価】

基本目標ごとに位置づけられている取り組みについては、全 49 事業のうち、8 割以上の 42 事業が取り組まれており、今後も継続して取り組んでいくものとなっています。残りの 7 事業については、一部取り組みが不十分な事業及び未実施（3 事業）となっており、取り組みの改善が必要となっています。

基本目標Ⅰ：実費徴収に係る補足給付（未実施）、子育て人材バンクの設置及び複数年保育の拡充で一部取り組みが不十分

基本目標Ⅱ：住民主体の子ども・子育て支援、小規模地域への巡回支援で一部取り組みが不十分

基本目標Ⅲ：すべての事業で取り組みが行われ、成果が得られています。

基本目標Ⅳ：国の子育て支援に関する事業所向けの各種支援策、県の企業認証制度の周知が未実施

基本目標Ⅴ：すべての事業で取り組みが行われ、成果が得られています。

第5章

計画の基本的な考え方・施策の展開



第5章 計画の基本的な考え方・施策の展開

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念を定めるにあたって、本市の最上位計画である「第2次宮古島市総合計画」の将来像である、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていくことを目標として掲げられている以下の将来像を参考にします。

【第2次宮古島市総合計画の将来像】

「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古(みゃ〜く)」

〜みんなで創る 結いの島〜

(1) 本計画の基本理念

総合計画の将来像は、第1次計画及び第2次計画においても「人のつながり」「みんなで作る」「豊かな未来」などをキーワードとしています。

本計画においても今後も、市民相互の力をもって子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子育てを通じて地域の未来を切り拓くことを目標として、第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画においても第1期計画を踏襲し、基本理念を以下のとおりとします。

【第2期計画の基本理念】

「結いの力で拓く 子・親・地域の未来」

2. 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえて以下 4 つを基本目標として定めます。

基本目標Ⅰ：子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実

本市に住む幼児期の子ども・保護者が必要とする教育・保育が提供できるよう、ニーズに即した計画的な受け皿の確保や教育・保育環境の質の向上を図っていきます。

なお、本市に根付く人とのつながりをはじめとする資源を活かし、子育てに関する情報の提供をはじめ、相談支援など、各種保育サービスの充実を図ります。

また、放課後等の子どもの居場所づくりの充実を図るなど、子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実を目指します。

基本目標Ⅱ：母性並びに乳幼児等の健康づくり支援の充実

子どもが生まれ、その子どもが健やかに成長するには、妊婦の健康をはじめ、子どもの成長に合わせた支援が必要となることから、妊産婦健診、乳幼児全戸訪問、各種相談事業を実施するなど、健康で安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、学校を通した子どもへの健康づくりへの支援等の充実にも努めるなど、母性並びに乳幼児等の健康づくりの支援の充実を目指します。

基本目標Ⅲ：安心して安全に暮らせる環境づくり

本市に住む子どもが安心・安全で健やかに成長し、学ぶことができるよう、総合的な支援を行うための環境づくりに取り組みます。

ひとり親家庭については、子育てと家計の維持を一人で担わなければならないことから、子育て支援や経済的な支援等のサポートに努めます。

障がい児やその家庭については、障がい児保育や特別支援教育など、各種サービスの充実を図り安心して生活をおくることができるように取り組みます。なお、近年は発達面で支援が必要な子が増加傾向にあることから、早期発見・早期支援に向けた取り組みを推進します。

また、子どもの人権が尊重されるよう、児童虐待の未然防止に向けた対策を充実するとともに、DVの未然防止に向けた対策に取り組みます。

基本目標Ⅳ：ワーク・ライフ・バランスの推進

本市においては、共働き世帯も多く、母親に係る子育ての負担が大きくなる傾向にあるものの、昨今の時代の流れもあり父親も積極的に子育てに参加する意識が醸成されつつありますが、家庭での役割分担だけでなく、宮古島市全体で子育てを支える環境の整備が求められていることから、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等について、宮古島商工会議所をはじめとする関係機関と協力し、市内事業所等に対して、育児休業や短時間勤務、介護休業等の柔軟な働き方に関する制度の利用しやすい環境づくりに向けた取り組みを推進します。

また、市の広報をはじめ、様々な媒体や機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。

3. 施策の体系

第2期計画における施策の体系は、4つの基本目標ごとに以下の基本施策を展開するものとします。

■本計画の基本目標と基本施策

基本目標等	基本施策
基本目標Ⅰ 子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実	(1) 保育の量的確保及び幼児期の学校教育・保育の質の向上
	(2) ニーズに即した子育て支援サービスの充実
	(3) 児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保
	(4) 宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境・体制づくり
基本目標Ⅱ 母性並びに乳幼児等の健康づくり支援の充実	(1) 母子保健の取り組みの充実
	(2) 学校等を通じた子どもの健康維持・増進の推進
基本目標Ⅲ 安心して安全に暮らせる環境づくり	(1) ひとり親世帯への支援の充実
	(2) 障がいのある子どもや世帯等へのきめ細やかな対応の充実
	(3) 子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築・強化
	(4) 児童虐待及びDVの予防、早期発見・早期対応の強化
	(5) その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくり
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
	(2) 国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出
■第2期子ども・子育て支援事業計画（量の見込み及び確保方策）	【教育・保育の量の見込みと確保方策】
	1号認定、2号認定（教育、保育）、3号認定（1～2歳、0歳）
	【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】
	延長保育事業
	一時預かり事業（幼稚園型）
	一時預かり事業（幼稚園以外）
	病児・病後児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
	地域子育て支援拠点事業
	利用者支援事業
	放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）
	多様な主体の参入促進事業
	実費徴収に伴う補足給付事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
妊婦健診	

4. 重点施策

前頁で示した、本計画に位置付ける各基本施策について総合的に取り組むものでありますが、本市における子ども・子育てに関する課題やニーズ調査の結果等における保護者の要望などを勘案し、2020 から 2024 年度までの 5 年間に於いて、特に積極的に推進する施策を以下のとおりとします。

【2020～2024 年度において積極的に推進する取り組み】

今後、5 年間で本市においては、子育て家庭のニーズで一番要望の高い以下の取り組みを積極的に進めます。

◆待機児童の解消に向けた取り組みの推進

- 既存の教育・保育施設における定員数の拡大
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の人材育成と確保方策の推進
- ニーズ調査結果と幼児教育・保育の無償化の影響の検証と対応

<取組目標>

上記の取り組みを推進することで、2024 年度には待機児童の解消を目指します。

	現状値	2024 年度 目標値
待機児童の解消	2019 年 4 月 1 日時点 12 人 2019 年 10 月 1 日時点 50 人	0 人 ※県の計画に合わせ、2021 年度までの待機児童の解消 を目指す

5. 基本目標ごとの施策の展開

基本目標Ⅰ：子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実

【基本施策の方向性】

I-（1）保育の量的確保及び幼児期の学校教育・保育の質の向上

少子高齢化が進み、人口減少が叫ばれている中、本市では2024年度（令和6年度）までの計画期間内においては人口増加が想定されるのをはじめ、共働き世帯も多いことから現状よりもさらに保育を必要とする就学前児童の増加が見込まれることから、保育ニーズに対応した量的確保に取り組みます。

3歳児からの幼児期の教育については、5歳児クラス（一部4歳児から）の公立幼稚園が小学校に併設される形で整備された本県の歴史的な経緯により、県内で実施されている割合はまだ低く、本市では、認定こども園等で一部実施されているものの、すべての公立幼稚園で実施されていない状況もあります。今後は3歳児からの幼児教育の提供体制の充実に向けた取り組みをはじめ、保育・教育を担う人材の育成・確保など幼児教育の質の向上に努めます。

また、保育所・こども園・幼稚園・小学校との連携の強化を図るなど、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	認可外保育施設の認可化の支援	認可化移行支援事業等を活用し、認可外保育施設の認可化の支援を図り、子どもの育ちにより良い環境を確保します。	児童家庭課
2	地域型保育事業の推進	保育ニーズの高い0～2歳児への対応及び多様な保育サービスの提供を図るため、地域型保育事業を推進します。	児童家庭課
3	教育・保育施設的环境改善	老朽化等により、環境の改善が必要な教育・保育施設等について、調査等を実施し、計画的に改善してきます。	児童家庭課 学校教育課
4	幼稚園適正規模の検討	本市の地域特性を考慮するとともに、幼児期の教育に必要な適正規模を検討します。	児童家庭課 学校教育課
5	人材育成・確保の強化	国・県等の人材確保支援に関する各種制度・事業等を活用した人材の確保・育成を図ります。 また、本市独自の取り組みとして市内の保育所等で就労していない有資格者を保育所等への就労確保につなげる取り組みを行います。	児童家庭課 学校教育課

(I - (1) の具体的な取り組みのつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
6	勤務体制の見直しによる質の向上	教育・保育施設における人材の勤務実態を把握し、改善に向けた支援を行います。	児童家庭課 学校教育課
7	保育士・保育教諭、幼稚園教諭等のスキルアップへの支援	教育・保育に関わる人材の専門性を高めるための研修や講演会の実施・講師等の派遣などの支援を行います。	児童家庭課 学校教育課
8	認定こども園への計画的な移行	乳幼児期の一貫した保育・教育環境の確保策の1つとして認定こども園の計画的な移行を推進していきます。	児童家庭課 学校教育課
9	公立幼稚園等での複数年保育の拡充	継続的な子どもの育ちを支援するために、公立幼稚園や認定こども園で複数年保育の拡充を図ります。	児童家庭課 学校教育課
10	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校の連携強化	発達や学びの連続性を踏まえ、適切な保育・教育につなげるために、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校における情報共有をはじめとした連携強化を図ります。	児童家庭課 学校教育課

I - (2) ニーズに即した子育て支援サービスの充実

本市は、県内外からの転入者をはじめ、観光関連サービス業の従事者も多く、くわえて共働き世帯も多いことから、保護者のニーズに対応した「地域子ども子育て支援事業」をはじめとした多様な保育サービスの充実に取り組みます。

また、本市において保護者が子育てに対する不安や負担感を抱えることなく、安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や相談支援をはじめ、子育て家庭同士の交流の場づくり等の充実に向けて関係機関や団体と協力し取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	地域子ども・子育て支援事業の充実	ニーズに対応した、利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、多様な主体が本制度を促進するための事業、実費徴収に係る事業を実施します。	児童家庭課
2	預かり保育の拡充	夏休みなどの長期休みの期間中の実施などのニーズに対応した預かり保育の拡充に取り組みます。	学校教育課 児童家庭課
3	適切なタイミングでの情報提供の強化	教育・保育及び子育て支援に係る情報について、適切なタイミングで提供できるよう、広報誌やホームページを活用し、情報提供を強化します。	児童家庭課 学校教育課

(I - (2) の具体的な取り組みのつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
4	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	子育て中の保護者への必要な情報提供を行うとともに、子育てに困り感を感じている保護者を支援するため、相談体制の充実を図ります。	児童家庭課 学校教育課
5	小規模地域への巡回支援	保育・教育施設等での子育て支援が利用しにくい小規模地域に関して公民館等を利用した出張型子育て支援事業や利用者支援事業の巡回相談を実施します。	児童家庭課 学校教育課
6	子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたるまでの妊娠・出産・子育てに関するニーズに対して、切れ目ない支援が受けられるよう、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、総合相談事業を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」を設置します。	児童家庭課 健康増進課

I - (3) 児童・生徒の放課後の居場所づくりの確保

本市では児童・生徒の健全育成の場として、児童館の整備をはじめ、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施などの取り組みを進めてきており、今後も継続した取り組みの充実に努めます。

今後も放課後等の居場所づくりの充実を図るため、自然環境や人のつながりなどの地域資源を活かすとともに、関係機関と協力し地域団体やボランティアの掘り起こし・育成等に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	地域子ども・子育て支援事業の充実	ニーズに対応したファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童育成支援事業を実施します。	児童家庭課
2	市と放課後児童クラブ事業者との連携強化	放課後児童クラブを運営している事業者の状況把握、支援員等の確保や資質向上に向けた研修の実施、新規事業者の育成などへの支援に取り組むとともに市と事業者の連携を強化します。	児童家庭課

(I - (3) の具体的な取り組みのつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
3	放課後児童クラブの整備	小学校区に1カ所以上の放課後児童クラブの整備に努め、利用を希望する全ての児童が利用できるよう利用定員の拡大を検討します。ただし、平良北区など、利用希望人数が少数と見込まれる場合は、2校区以上の合同の放課後児童クラブの整備を検討し、利用しやすい環境整備に努めます。	児童家庭課
4	児童館の整備・活用	子どもの安全な居場所の確保と保護者の子育て支援を目的として、既存児童館の活用を推進するとともに、城辺地区へ児童館の設置を実施します。	児童家庭課
5	放課後子ども教室の充実	人材及び実施場所の確保に努め、放課後の学びを通じた子どもたちの健全育成を図る場所として放課後子ども教室の充実を図ります。	生涯学習振興課 学校教育課
6	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携体制づくり	小学校の余裕教室や既存施設の空きスペースの活用に向け、関係機関と調整会議を実施し連携に努めます。	児童家庭課 学校教育課 生涯学習振興課

I - (4) 宮古島市全体で子育て家庭に寄り添う環境・体制づくり

本市においては、人のつながりが残っている地区もあるものの、市街地においては都市化が進展し、地域コミュニティとの関係も希薄化している状況もみられることから、「宮古の子どもを市全体で育てる」という意識を共有できるよう、市民をはじめ、事業所等への意識啓発や子育て支援に関して関係機関や団体等の連携強化に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	市民等への子ども・子育てに関する意識啓発及びボランティア等の育成	「宮古の子を宮古島市全体で育てる」という意識の醸成を図るとともに、子育てボランティアの研修・講演会を実施し、ボランティア人材等の育成に努めます。	児童家庭課 学校教育課
2	住民主体の子ども・子育て支援環境の向上の取り組みへの支援	住民を主体とした取り組み及び国や県の補助等について、市民へ周知を図るとともに、子ども・子育て支援団体の育成に努めます。	児童家庭課 学校教育課

基本目標Ⅱ：母性並びに乳幼児等の健康づくり支援の充実

【基本施策の方向性】

Ⅱ－（１）母子保健の取り組みの充実

子どもが生まれ健やかに成長するため、母体の健康管理をはじめ、母子の保健対策の取り組みの充実を図ります。

本市においては若年妊娠や高齢出産も多くなってきている状況もあることから、母子への栄養指導、妊婦健康診査や乳幼児全戸訪問事業等を通じた母子の健康づくりへの支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	親子健康手帳交付時の保健指導の充実	早期の親子健康手帳の申請を促すとともに、交付時の保健指導の充実を図ります。	健康増進課
2	妊産婦健康診査の実施及び受診勧奨	妊産婦健康診査の受診勧奨を強化します。	健康増進課
3	不妊治療への支援	県の特定不妊治療事業について周知を図るとともに、事業を受けたものに対し、渡航費の一部助成を行います。	健康増進課
4	マタニティー・スクールの実施	妊娠・出産に関する不安解消や知識の普及、生活習慣病の予防など、心と体の準備を支援します。	健康増進課
5	赤ちゃん広場の実施	産後の育児不安の解消、母親の仲間づくり、母親と乳児の健康促進を目的として、愛着形成の講話やグループワークなどを実施します。	健康増進課
6	未熟児養育医療事業の実施	2,000g以下の赤ちゃん、または身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して指定医療機関における医療費を公費で負担します。	健康増進課
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象として、保健師、助産師、母子保健推進員が家庭訪問し、子育て支援を図ります。	健康増進課
8	産後ケアの実施	出産後、十分な支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、心身のケア、育児のサポート等を行います。	健康増進課

II-(2) 学校等を通じた子どもの健康維持・増進の推進

子どもの健康維持・増進を図るため、身体検査をはじめバランスの取れた学校給食・健康相談・虚弱児童の養護など、子どもの健康増進に取り組みます。

また、学校だけでなく家庭・地域での健康維持・増進につながるよう、市民への意識啓発などの取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	学校保健事業等を通じた乳幼児及び児童生徒の健康維持・増進	内科検診や歯科検診を実施し、乳幼児及び児童生徒の健康の維持・増進に努めます。	学校教育課 児童家庭課
2	食育に関する意識啓発の推進	給食を通して、食事及び地産地消の大切さに関する意識啓発を図ります。また、アレルギーのある乳幼児及び児童生徒への対応として、給食提供施設へ国の対応マニュアル等の情報を提供し、食の安全を確保します。	学校教育課 健康増進課 児童家庭課
3	健康習慣の周知	「早寝・早起き・朝ごはん」運動をはじめ、食生活や運動習慣に関する情報提供・周知活動を行い、地域・市民等への意識啓発に取り組みます。	健康増進課 学校教育課 児童家庭課

基本目標Ⅲ：安心で安全に暮らせる環境づくり

【基本施策の方向性】

Ⅲ-（１）ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親世帯は、経済面と子育ての役割・負担を一人で背負うことになることから、一般的に生活の不安や悩みを抱えやすい状況があることから、ひとり親世帯の子どもと保護者が安心して生活できるよう、各種支援の情報提供をはじめ、児童扶養手当や医療費助成、就業支援等の経済的支援や保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮など総合的な支援を図ります。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	児童扶養手当の支給	児童を扶養するひとり親家庭の児童福祉の増進を図るとともに、生活の安定・自立支援を支援するために児童扶養手当の支給を行います。	児童家庭課
2	母子・父子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立の支援を行います。	児童家庭課
3	ひとり親家庭の就業支援	ひとり親が雇用に繋がりやすい支援をするために、資格取得等に要する費用の一部の助成を行う自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業等の利用促進を行います。	児童家庭課
4	相談・支援体制の充実	周囲に気兼ねなく相談・支援等が受けられるよう、庁内の家庭児童相談員・女性相談員等の体制充実を図るとともに各関係機関との連携を強化し、きめ細やかな相談体制を構築します。	児童家庭課 学校教育課
5	子育て支援の充実	保育所入所の際の優遇措置や宮古島市ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業を実施します。	児童家庭課

Ⅲ-（２）障がいのある子どもや世帯等へのきめ細やかな対応の充実

障がい等により、支援が必要な子どもの健全な発育とその家族が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるよう、相談支援や情報提供の充実をはじめ、障がい児保育や特別支援教育の充実など、保健・医療・福祉・教育等の施策を総合的に取り組みます。

また、発達障がい児については、適切な情報の周知を図るとともに、その家族が安心して子育てが行えるよう、関係機関と連携し支援の充実に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	基幹相談支援センター、委託相談事業所での相談対応の実施	障がいのある子どもを養育する保護者や発達が気になる子どもの子育て・子どもの育ちを支援するため、相談対応を実施します。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課
2	保護者向けの啓発活動等の実施	障がいの特性を踏まえた保護者の子育てを支援するため、子育て講演会やペアレントトレーニング等を実施します。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課
3	支援室ゆいの支援体制の充実	障がいのある子どもの育ちについて専門的見地から助言・指導を行うために「支援室ゆい」による支援体制の充実を図ります。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課
4	障がい児保育・特別支援教育の充実	認可保育所等での障がい児保育の充実に努めます。また、小学校において特別支援教育支援員を派遣するなど、特別支援教育の充実に努めます。	児童家庭課 学校教育課
5	臨床心理士等による巡回の実施	臨床心理士など専門的な知識をもつ人材による教育・保育現場等への巡回支援を行います。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課
6	関係機関との連携強化による支援の充実	自立支援協議会等の関係機関とのネットワークを活用し、支援強化を図ります。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課
7	医療的ケア児の受入れに向けた体制づくり	医療的ケアを必要とする子どもに対し、教育・保育施設での受け入れを検討します。	児童家庭課 学校教育課 障がい福祉課

Ⅲ-（３）子どもの育ちが等しく保障される支援体制の構築・強化

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたって、夢や希望を持って成長していける地域社会の実現を目指し、子どもたちの成長環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への子育ての不安・負担感の軽減に向けた支援等と併せて、社会的に孤立している子どもやその世帯の早期発見・見守り等を通して、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	子どもの貧困対策支援員配置事業	地域における子どもの貧困の現状把握をはじめとして、子どもの居場所・児童家庭課（児童家庭相談室）・スクールソーシャルワーカーや学校関係機関等との情報共有、子どもの居場所の運営支援、発達障害・非行等の課題を抱えた世帯への支援、ひとり親世帯への各種行政支援につなげるための調整を行う取り組みとして、子ども自立支援員の配置を行います。	福祉政策課
2	子どもの居場所の運営支援事業 【学習支援教室】 【子どもサポート教室】	保護者が就労により不在、困窮等の経済的な理由、放課後児童クラブへ入所できない等、様々な理由で行き場所のない小学1年～18歳以下の子どもへ、放課後～21時まで、安心安全な居場所を提供し、宿題支援等の学習支援や、食事の提供、キャリア形成支援等を行う場所として、「居場所型学習支援教室」を設置し、意欲喚起や学習意欲の向上を図るとともに、自己肯定感を高め将来的な自立を目指します。	福祉政策課 学校教育課
3	若年妊産婦の居場所の運営支援事業	10代の子どもたちの妊娠・出産・育児に関する相談・指導等を行うことで、若年妊産婦が家庭や社会から孤立することなく、安全・安心な居場所で産前・産後が過ごせるよう支援するとともに、安定した生活を営むための就労支援や復学・就学等自立の支援を行うことを目的とし、おおむね18歳以下の妊産婦とその児童を対象に居場所を提供します。また、望まない妊娠を防ぐため、性教育の普及活動も行います。	福祉政策課

(Ⅲ- (3) の具体的な取り組みのつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
4	拠点型子どもの居場所の運営支援事業	不登校や発達障害など様々な困難な問題を抱えた困窮世帯の子どもに対し、自立に向けた支援を行う拠点型子どもの居場所の設置を検討します。通常の子どもの居場所と連携を図りつつ、困難性の高い子どもや保護者に対し、手厚い専門的支援を行うことを目的とし、おおむね 18 歳以下の子どもがいる世帯を対象に包括的に問題解決に取り組みます。	福祉政策課
5	放課後児童クラブ利用者の負担軽減	世帯の経済状況によらず、放課後児童クラブを利用できるよう、母子・父子世帯や住民税非課税世帯等において利用料の負担軽減を図ります。	児童家庭課

Ⅲ- (4) 児童虐待及びDVの予防、早期発見・早期対応の強化

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成などに大きな影響を及ぼすものであり、早期発見・早期対応が重要となることから、宮古島市要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携の強化に取り組むとともに、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うことを目的として子ども家庭総合支援拠点を整備し、市民への相談窓口の周知や支援対象児童等の把握に努めるとともに、その家庭への訪問など、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

また、DVについて、児童虐待と関連があるとも言われていることから、児童虐待と同様に早期発見・早期対応に向けて、関係機関と連携した取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	相談窓口の周知・対応	児童虐待及びDVを予防するために、相談窓口等の周知を図るとともに、相談対応の充実を図ります。	児童家庭課 学校教育課 健康増進課
2	予防・早期発見・早期対応体制の強化	教育・保育施設関係者や児童相談所等の関係機関と情報共有・連携体制を強化し、予防・早期発見・早期対応に努めます。	児童家庭課 学校教育課 生活福祉課

(Ⅲ- (4) の具体的な取り組みのつづき)

No	取り組み名	内容	主担当課
3	子ども家庭総合支援拠点の整備	管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）及び妊産婦を対象とし、子ども家庭支援全般に係る業務、支援対象児童等への支援業務、関係機関との連携調整、その他の必要な支援を行います。	児童家庭課

Ⅲ- (5) その他、子育てにおいて支援を必要とする世帯に対し、市民・事業所・関係機関と連携して安心して子育てできる環境づくり

市内に居住する外国人保護者など、子育てへの不安や困り感、育児ストレスを抱えて支援が必要と考えられる市民等について、子育て実態や支援ニーズ等を把握し、支援に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	移住者及び外国人保護者等の生活・子育て実態・支援ニーズの把握・対応の実施	移住者及び外国人保護者等の困りごとや子育てニーズを把握・相談対応を行うとともに、必要な制度につなげます。	児童家庭課 学校教育課 生活福祉課 健康増進課
2	地域子ども・子育て支援事業の充実	養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク強化事業を実施し、保護者の子育てを多面的に支援します。	児童家庭課

基本目標Ⅳ：ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本施策の方向性】

Ⅳ-（１）仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

仕事と生活の調和の取れた生活は、子どもとの余暇にける時間ができるなど、子育ての面だけでなく、生活に潤いをもたらし、そこで心のゆとりが生まれることで仕事の面でも効率的な働き方につながるなど、その効果も大きいとされていることから、市報をはじめとする各種媒体や機会を活用して市民・事業主への「仕事と生活の調和」についての意識啓発に取り組みます。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	育児休業制度やワーク・ライフ・バランスの重要性について、市のホームページをはじめ様々な媒体や機会を活用し、市民・事業主への意識啓発を図ります。	児童家庭課 観光商工課
2	産休・育休明け保育の充実に向けた環境整備	産後及び育児休業中も切れ目のない教育・保育サービスができるよう、人材、施設等の保育環境の整備を図ります。	児童家庭課

Ⅳ-（２）国・県、事業所等と連携して、子育てがしやすい雇用労働環境の創出

子育てがしやすい雇用労働環境をつくるには、市だけでなく、国や県をはじめ、宮古島商工会議所などの関係機関、市内事業所の協力が必要不可欠なことから、これら関係機関と連携して、市内事業所への労働条件改善のための啓発活動の実施や、ワーク・ライフ・バランスを実践している企業を支援するなど、子育てしやすい雇用労働環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

No	取り組み名	内容	主担当課
1	ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知	県が実施している企業認証制度の内容について、市のホームページでの情報提供や経済団体を通じて周知を図ります。	児童家庭課 観光商工課
2	国の雇用支援制度等の周知	国の各種支援策について、ハローワーク等の関係機関と連携した周知及び制度の活用促進に努めます。	児童家庭課 観光商工課
3	事業所・経済団体等と連携した子育て支援の普及促進	事業所や経済団体と連携し、企業内保育の設置など、事業所による子育て支援の取り組みへ支援を図ります。	児童家庭課 観光商工課

第6章

見込み量と確保方策について

第6章 見込み量と確保方策について

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、「教育・保育提供区域」の設定を行う必要があります。

【国の区域設定における考え】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

【区域の範囲におけるメリットとデメリット】

区域の範囲	メリット	デメリット
狭い範囲の場合 (小学校区など)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、一時的な需要の増減に左右されやすい。 (⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要が生じる。)
広い範囲の場合 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能。 ・一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望するニーズを吸収できない。 ・利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。

上記の区域設定の考え方やメリット・デメリット、既存施設の利活用等を勘案し、第1期計画を踏襲し、「平良北地区」「平良南地区」「城辺地区」「伊良部地区」「下地地区」「上野地区」の6地区を設定します。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」に係る事業にあたっては、「延長保育事業」や「一時預かり事業」「放課後児童健全育成事業」などを除き、それ以外の事業については市全体を1つの区域としていくものとします。

施設・事業名	教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育	
① 教育・保育施設 (認定こども園、保育所(園)、幼稚園)	●6 地域区分
② 地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)	
地域子ども・子育て支援事業	
①延長保育事業	●6 地域区分
②一時預かり事業 (幼稚園型)	
③一時預かり事業 (幼稚園以外)	
④病児・病後児保育事業	●市全域
⑤ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)	
⑦地域子育て支援拠点事業	
⑧利用者支援事業	
⑨放課後児童健全育成事業 (低学年+高学年)	●6 地域区分
⑩多様な主体の参入促進事業	●市全域
⑪実費徴収に伴う補足給付事業	
⑫乳児家庭全戸訪問事業	
⑬養育支援訪問事業	
⑭子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	
⑮妊婦健診	

■教育・保育提供区域 (6 区域)



2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

本計画は、計画期間の5年間における幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制と確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 認定区分について

量の見込みは、「認定区分」や「家庭類型」等を振り分けた上で算出を行うことになっています。認定区分については、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づき、1・2・3号に区分します。

◆認定区分と提供する施設

認定区分	認定区分の内容	提供する施設
1号認定	3～5歳：教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定 (教育・保育)	3～5歳：保育の必要性あり、教育を希望	幼稚園・認定こども園
	3～5歳：保育の必要性あり、保育を希望	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳：保育の必要性あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業等

(2) 家庭類型について

幼児期の教育や保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、各認定区分に対して、どのくらいの家が該当するのかを想定する必要があることから、ニーズ調査結果をもとに、「配偶者の有無」「両親の就労状況」「今後の就労形態・就労時間の転換希望」「現在利用している教育・保育施設」「今後利用したい教育・保育施設」より、以下のように家庭の類型化を行っています。その家庭類型については現在の就労状況による「現在の家庭類型」を基本に、今後の就労形態・就労時間の希望を踏まえ、「潜在的な家庭類型」を分類してニーズ量を算出しています。

◆家庭類型

- A : ひとり親家庭
- B : フルタイム共働き
- C : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- C' : フルタイム×パートタイム共働き…フルタイム・パートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- D : 専業主婦（夫）家庭
- E : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が長く、定期的な保育の事業を利用している（希望する）家庭
- E' : パート×パート…両親ともパートタイム共働き家庭のうち、パートにおける就労時間が短く、学校教育のみを利用している（希望する）家庭
- F : 無業×無業

(3) 人口推計について

子ども・子育て支援事業等の量の見込みの算出に当たっては、アンケート結果を「認定区分」や「家庭類型」で振り分けた上で、将来人口推計を反映させていくことになります。

人口推計については、各年齢別・各年別に推計することができるよう、コーホート変化率法で実施しています。

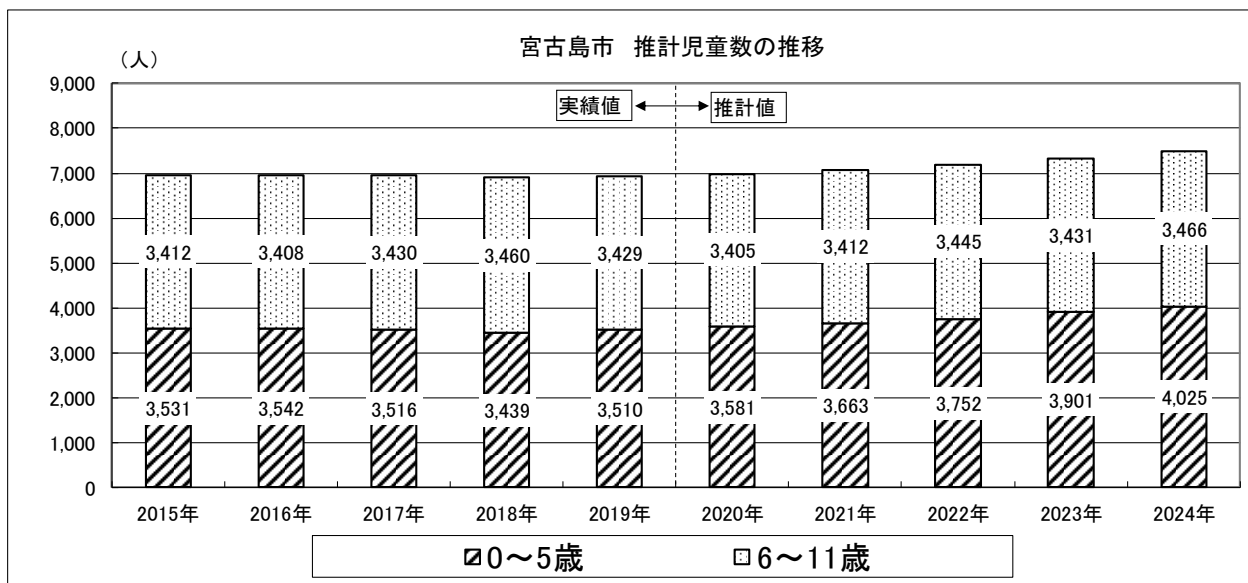
【コーホート変化率法について】

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいいます。

過去における実績人口の増減を変化率として捉え、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。

■計画期間内における児童数の推計結果

2015年から2019年の各歳の実績人口の変化率を基に、推計した2020年～2024年の就学前児童（0～5歳）及び小学生（6～11歳）の結果は、以下のとおりです。



■推計児童数

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
宮古島市	就学前	0歳	535	559	581	601	622
		1・2歳	1,265	1,295	1,305	1,359	1,409
		3～5歳	1,781	1,809	1,866	1,941	1,994
		合計	3,581	3,663	3,752	3,901	4,025
	小学生	6～8歳	1,752	1,766	1,794	1,784	1,807
		9～11歳	1,653	1,646	1,651	1,647	1,659
		合計	3,405	3,412	3,445	3,431	3,466
対象児童(合計)		6,986	7,075	7,197	7,332	7,491	
平良北区域	就学前	0歳	8	9	9	9	10
		1・2歳	31	31	32	34	34
		3～5歳	47	47	49	51	53
		合計	86	87	90	94	97
	小学生	6～8歳	41	40	41	41	41
		9～11歳	36	37	37	36	37
		合計	77	77	78	77	78
対象児童(合計)		163	164	168	171	175	
平良南区域	就学前	0歳	381	397	413	427	442
		1・2歳	959	981	989	1,029	1,068
		3～5歳	1,280	1,300	1,341	1,393	1,433
		合計	2,620	2,678	2,743	2,849	2,943
	小学生	6～8歳	1,245	1,255	1,276	1,267	1,287
		9～11歳	1,191	1,186	1,189	1,186	1,197
		合計	2,436	2,441	2,465	2,453	2,484
対象児童(合計)		5,056	5,119	5,208	5,302	5,427	
城辺区域	就学前	0歳	34	36	37	39	40
		1・2歳	75	77	77	80	83
		3～5歳	115	117	120	126	129
		合計	224	230	234	245	252
	小学生	6～8歳	130	131	133	133	134
		9～11歳	135	132	133	134	134
		合計	265	263	266	267	268
対象児童(合計)		489	493	500	512	520	
伊良部区域	就学前	0歳	36	38	40	41	42
		1・2歳	61	63	63	65	68
		3～5歳	105	106	111	116	117
		合計	202	207	214	222	227
	小学生	6～8歳	101	102	103	103	103
		9～11歳	107	106	107	106	106
		合計	208	208	210	209	209
対象児童(合計)		410	415	424	431	436	
下地区域	就学前	0歳	26	27	28	29	30
		1・2歳	50	52	52	55	56
		3～5歳	94	96	98	102	105
		合計	170	175	178	186	191
	小学生	6～8歳	114	116	117	117	117
		9～11歳	83	83	83	83	83
		合計	197	199	200	200	200
対象児童(合計)		367	374	378	386	391	
上野区域	就学前	0歳	50	52	54	56	58
		1・2歳	89	91	92	96	100
		3～5歳	140	143	147	153	157
		合計	279	286	293	305	315
	小学生	6～8歳	121	122	124	123	125
		9～11歳	101	102	102	102	102
		合計	222	224	226	225	227
対象児童(合計)		501	510	519	530	542	

■第2期計画期間（2020～2024年）における児童数の推計結果について

0～11歳までの対象児童人口の推計結果としては、第2期計画期間（2020～2024年）においては、増加傾向で推移する結果となっています（2024年：7,491人）。

なお、就学前児童（0～5歳）及び就学児童（6～11歳）の人口についての推計結果は以下のような傾向となっています。

0～5歳人口：実績人口は数十人単位での増減を繰り返していましたが、第2期計画期間においては、増加傾向で推移する結果となっています（2024年：4,025人）。

6～11歳人口：実績人口は、ほぼ横ばいで推移し、第2期計画期間においては、微増で推移する結果となっています（2024年：3,466人）。

※6つの教育・保育提供区域においても、横ばいもしくは増加で推移する推計結果となっています。

3. 幼児期の教育・保育の事業計画

(1) 確保方策の基本的な考え方

第1期計画において掲げた様々な取り組みを進めてきたことにより待機児童は、減少していますが（2019年10月1日時点50人）解消には至っていない状況です。

第2期計画においては、待機児童の解消に向けて0歳から就学前までを受け入れることのできる保育の受け皿の確保を図るとともに、既存施設の認定こども園への移行等について検討していくものとします。

また、それらで解消できない保育ニーズについて、地域型保育事業による受け皿確保（0～2歳対象）を検討していきます。

(2) 教育・保育施設の現状と確保方策の考え方

1号認定及び2号認定（教育）の確保方策について
現 状：公立幼稚園（12園）、認定こども園（4園）、私立幼稚園（1園）で532人が利用しています。
確保方策：1号認定の量の見込みに対しては、既存施設の現状の定員枠の半数程度と十分な対応が可能な状況ですが、2号認定（教育）については1号認定の定員枠を活用することで対応していくことを考えています。
2号認定（保育）及び3号認定（0～2歳児）の確保方策について
現 状：公立保育所（4園）及び認可保育所（21園）、小規模保育施設（7園）、家庭的保育施設（3園）、認定こども園（4園）、企業主導型保育所（2園）の41施設で2,396人の定員となっています。
確保方策：ニーズを踏まえた量の見込みに対して、既存の保育施設における定員枠の拡大や認定こども園等の新規開所などにより、受け入れ枠を確保することとし、量の見込みに対応していきます。
確保方策のまとめ
第2期計画期間（2020～2024年度）において、本市の対象児童数は増加傾向で推移することが想定されており、さらに現時点において待機児童（2019年10月1日時点：50人）の解消には至っていないことから、定員数の変更（定員枠の拡大）、新規開所などにより、受け入れ枠を確保することとし、2021年度には待機児童の解消が図れるよう取り組みます。
また、教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園については、「宮古島市立幼稚園・保育所の認定こども園移行等に関する基本方針」に基づいて、既存施設の移行等について調査・検討を進めていくものとします。

■認定区分別の量の見込みと確保方策

【市全体】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		209	215	1,310	963	257	213	211	1,331	987	268	220	215	1,372	994	279	229	230	1,429	1,034	289	233	234	1,466	1,073	299
確保数	特定 保育施設 ・ 認定こども園	-	-	1,005	678	213	-	-	1,098	712	222	-	-	1,098	712	223	-	-	1,113	721	223	-	-	1,113	721	223
	保育所	-	-	1,005	678	213	-	-	1,098	712	222	-	-	1,098	712	223	-	-	1,113	721	223	-	-	1,113	721	223
	幼稚園	559	68	-	-	-	556	128	-	-	-	535	130	-	-	-	575	130	-	-	-	575	130	-	-	-
	認定こども園	77	30	285	183	55	115	30	348	218	75	148	42	348	218	75	148	42	348	218	75	148	42	348	218	75
	確認を受けない幼稚園	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内等)	-	-	-	114	42	-	-	-	114	42	-	-	-	114	42	-	-	-	114	42	-	-	-	114	42
	企業主導型保育所	-	-	16	20	11	-	-	16	20	11	-	-	16	20	11	-	-	16	20	11	-	-	16	20	11
合計	874		1,306	995	321	969		1,462	1,064	350	995		1,462	1,064	351	1,035		1,477	1,073	351	1,035		1,477	1,073	351	
過不足		450		▲4	32	64	545		131	77	82	560		90	70	72	576		48	39	62	568		11	0	52

【平良北地区】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		6	6	35	24	4	6	5	35	24	4	6	6	36	24	4	6	6	38	26	4	6	6	39	26	5
確保数	特定 保育施設 ・ 認定こども園	-	-	28	24	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8
	保育所	-	-	28	24	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8	-	-	42	26	8
	幼稚園	79	6	-	-	-	80	5	-	-	-	79	6	-	-	-	79	6	-	-	-	79	6	-	-	-
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
合計	85		28	24	8	85		42	26	8	85		42	26	8	85		42	26	8	85		42	26	8	
過不足		73		▲7	0	4	74		7	2	4	73		6	2	4	73		4	0	4	73		3	0	3

【平良南地区】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		150	153	941	730	183	153	150	956	747	191	158	152	986	753	199	164	163	1,025	783	205	168	166	1,054	813	213
確保数	特定 保育施設 ・ 認定こども園	-	-	838	602	196	-	-	948	650	208	-	-	948	650	208	-	-	963	659	208	-	-	963	659	208
	保育所	-	-	838	602	196	-	-	948	650	208	-	-	948	650	208	-	-	963	659	208	-	-	963	659	208
	幼稚園	367	35	-	-	-	370	104	-	-	-	380	110	-	-	-	380	110	-	-	-	380	110	-	-	-
	認定こども園	30	30	42	15	3	30	30	70	27	9	42	42	70	27	9	42	42	70	27	9	42	42	70	27	9
	確認を受けない幼稚園	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-	98	42	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	97	35	-	-	-	97	35	-	-	-	97	35	-	-	-	97	35	-	-	-	97	35
	企業主導型保育所	-	-	16	14	8	-	-	16	14	8	-	-	16	14	8	-	-	16	14	8	-	-	16	14	8
合計	602		896	728	242	674		1,034	788	260	714		1,034	788	260	714		1,049	797	260	714		1,049	797	260	
過不足		299		▲45	▲2	59	371		78	41	69	404		48	35	61	387		24	14	55	380		▲5	▲16	47

【城辺地区】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		14	14	85	57	16	14	14	86	59	17	14	14	88	59	18	15	15	93	61	19	15	16	95	63	19
確保数	特定 保育施設・ 保育所	-	-	108	36	6	-	-	108	36	6	-	-	108	36	7	-	-	108	36	7	-	-	108	36	7
	幼稚園	91	14	-	-	-	76	14	-	-	-	76	14	-	-	-	116	14	-	-	-	116	14	-	-	-
	認定こども園	0	0	0	27	12	15	0	0	27	12	15	0	0	27	12	15	0	0	27	12	15	0	0	27	12
	確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	合計	105	108	63	18	105	108	63	18	105	108	63	19	145	108	63	19	145	108	63	19	145	108	63	19	
過不足	77	23	6	2	77	22	4	1	77	20	4	1	115	15	2	0	114	13	0	0						

【伊良部地区】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		12	13	77	46	17	12	13	78	48	18	13	14	82	48	19	14	15	85	49	20	14	15	86	52	20
確保数	特定 保育施設・ 保育所	-	-	31	16	3	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	幼稚園	22	13	-	-	-	30	5	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	認定こども園	0	0	51	29	6	9	0	86	52	20	30	0	86	52	20	30	0	86	52	20	30	0	86	52	20
	確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	合計	35	82	45	9	44	86	52	20	30	86	52	20	30	86	52	20	30	86	52	20	30	86	52	20	
過不足	10	5	▲1	▲8	19	8	4	2	3	4	4	1	1	1	3	0	1	0	0	0						

【下地地区】

年度		2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)				
認定区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み		11	12	69	38	13	11	12	71	40	13	12	12	72	40	13	12	13	75	42	14	12	13	77	43	14
確保数	特定 保育施設・ 保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	認定こども園	23	0	77	36	6	25	0	77	36	6	25	0	77	36	6	25	0	77	36	6	25	0	77	36	6
	確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	17	7	-	-	-	17	7	-	-	-	17	7	-	-	-	17	7	-	-	-	17	7
	企業主導型保育所	-	-	0	6	3	-	-	0	6	3	-	-	0	6	3	-	-	0	6	3	-	-	0	6	3
	合計	23	77	59	16	25	77	59	16	25	77	59	16	25	77	59	16	25	77	59	16	25	77	59	16	
過不足	0	8	21	3	2	6	19	3	1	5	19	3	0	2	17	2	0	0	16	2						

【上野地区】

年度 認定区分	2020年度(令和2年度)					2021年度(令和3年度)					2022年度(令和4年度)					2023年度(令和5年度)					2024年度(令和6年度)					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳		教育	保育	2・1歳	0歳	
量の見込み	16	17	103	68	24	17	17	105	69	25	17	17	108	70	26	18	18	113	73	27	18	18	115	76	28	
特定 保育施設 ・ 認定こども園 確認 数	保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	認定こども園	15	0	115	76	28	36	0	115	76	28	36	0	115	76	28	36	0	115	76	28	36	0	115	76	28
	確認を受けない幼稚園	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-
	地域型保育(小規模・事業所内)	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
	企業主導型保育所	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	合計	15		115	76	28	36		115	76	28	36		115	76	28	36		115	76	28	36		115	76	28
過不足	▲18		12	8	4	2		10	7	3	2		7	6	2	0		2	3	1	0		0	0	0	

4. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

地域子ども・子育て支援事業の各事業とその内容は、以下のとおりです。

	事業名	事業内容
1	延長保育事業	通常保育の時間を超えて保育を行う事業
2	一時預かり事業（幼稚園型）	主に1号認定の子どもを対象として、平日の教育時間終了後や夏休みなどの長期休業中に保護者が子どもを見ることが困難な場合に、在園する幼稚園、認定こども園などで預かる事業です。
3	一時預かり事業（幼稚園以外）	保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない子どもを対象とした一時預かり事業です。
4	病児・病後児保育事業	病気の児童等について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
5	ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	小学生の放課後や休日において預かりの実施等を行う事業です。
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。
7	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。
8	利用者支援事業	子ども、その保護者、または妊娠している方が安心して子育てができるよう個々に応じた相談、助言を行い、関係機関とのつなぎをサポートする事業です。
9	放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
10	多様な主体の参入促進事業	保育所新規設置事業者が円滑に実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業です。
11	実費徴収に伴う補足給付事業	低所得世帯向けに、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業です。
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることを目的とした事業です。
13	養育支援訪問事業	妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭や、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な養育者に対し子育て等へのアドバイスをする人等を派遣する事業です。
14	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。
15	妊婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査」「保健指導」などを実施する事業です。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各事業の量の見込みと、確保内容は以下の通りです。

(1) 延長保育事業

市内の公立保育所及び認可保育園、認定こども園などの24施設で延長保育が実施されています。今後は、新規開設園を含めた26施設で延長保育の実施を見込み、その増加分を確保方策として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1,447人	1,481人	1,515人	1,576人	1,626人
② 確保の内容	1,792人	1,792人	1,838人	1,838人	1,838人
②-①	345人	311人	323人	262人	212人

(2) 一時預かり（幼稚園型）

現在、公立幼稚園及び認定こども園、私立幼稚園の13施設で実施されており、量の見込みを超える定員数の確保が可能な状況となっています。

※人/日は年間の累積の数値となっています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	5,079人/日	5,176人/日	5,346人/日	5,565人/日	5,662人/日
② 確保の内容	133,900人/日	133,900人/日	138,320人/日	138,320人/日	138,320人/日
②-①	128,821人/日	128,724人/日	132,974人/日	132,755人/日	132,658人/日

(3) 一時預かり（幼稚園型以外）

現在一時預かり事業（幼稚園型以外）については、3施設で実施されており、その3施設において対応可能な値を確保方策として計上しています。

また、ファミリー・サポート・センター事業は、過去の実績の平均及び人口増加分を勘案して算出しています。

※人/日は年間の累積の数値となっています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	1,061人/日	1,086人/日	1,112人/日	1,156人/日	1,193人/日
② 確保の内容	2,340人/日	2,340人/日	2,340人/日	2,340人/日	2,340人/日
②-①	1,279人/日	1,254人/日	1,228人/日	1,184人/日	1,147人/日
ファミリー・サポート・センター	134人/日	141人/日	147人/日	154人/日	161人/日

(4) 病児・病後児保育事業

病児保育事業は、現在 3 箇所で開催されており、ニーズ調査結果を基に利用実績を勘案して量の見込みを算出し、現在実施している施設における「1 日あたりの定員×対応可能な日数」を確保方策として計上しています。

※人/日は年間の累積の数値となっています。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	2,525 人/日	2,581 人/日	2,644 人/日	2,749 人/日	2,837 人/日
② 確保の内容	5,980 人/日	5,980 人/日	5,980 人/日	5,980 人/日	5,980 人/日
②-①	3,455 人/日	3,399 人/日	3,336 人/日	3,231 人/日	3,143 人/日

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

過去の実績割合の平均を推計児童数に掛けて算出し、マッチングを行うため、確保方策は量の見込みに対応する形で計上しています。

※人/日は年間の累積の数値となっています。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	47 人/日	49 人/日	52 人/日	54 人/日	56 人/日
② 確保の内容	47 人/日	49 人/日	52 人/日	54 人/日	56 人/日
②-①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

2015 年度より 1 施設で開催しており、対応可能な値を確保内容として計上しています。

※人/日は年間の累積の数値となっています。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	292 人/日	299 人/日	306 人/日	319 人/日	330 人/日
② 確保の内容	365 人/日	365 人/日	365 人/日	365 人/日	365 人/日
②-①	73 人/日	66 人/日	59 人/日	46 人/日	35 人/日

(7) 地域子育て支援拠点事業

確保内容としては箇所数を計上することとなっていることから、現在実施している施設数の実績を計上しています。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
② 確保の内容	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
②-①	-	-	-	-	-

(8) 利用者支援事業

現在は、児童家庭課（特定型）の窓口において、子ども子育て支援専門員を 1 名配置して実施していますが、母子保健に関する相談にも対応できるよう、母子保健型の窓口も 1 箇所設置することとします。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② 確保の内容	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
②-①	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(9) 放課後児童健全育成事業（低学年＋高学年）

現在、市全体では 1 1 箇所で実施（平良南、城辺、上野）されています。平良北及び下地、伊良部地区では実施されていない状況です。

既存の施設での確保数 354 人に、今後の公設民営による施設整備 3 箇所で定員 611 人を確保方策に計上しています。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 量の見込み	501 人	527 人	544 人	557 人	538 人
② 確保の内容	554 人	554 人	611 人	611 人	611 人
②-①	53 人	27 人	67 人	54 人	73 人

(10) 多様な主体の参入促進事業

保育所の新規設置事業者が円滑に事業を実施できるよう、事業者に対する実地支援、相談、助言を行う事業となりますが、現時点では新規設置事業者の予定はないことから、確保方策としての計上は行わないものとします。ただし、新規設置事業者が現れた場合には事業の実施に取り組むものとします。

(11) 実費徴収に伴う補足給付事業

低所得世帯に対して、保育所等での実費（日用品、文具等）に係る費用を補助する事業となります。現時点では未実施となっており、本計画期間において対象となる世帯の動向を把握し、事業の実施に向けて検討を進めていくこととし、確保方策には計上は行わないものとします。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭が対象となることから、各年度の0歳児の推計人口の値を確保内容として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	535人	559人	581人	601人	622人
② 確保の内容	535人	559人	581人	601人	622人
②-①	0	0	0	0	0

(13) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業で、児童家庭相談員を配置し実施にあたっており、これまでの年度の実績及び推計児童数を勘案して量の見込みを算出し、その同数を確保内容として計上しています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
② 確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人
②-①	0	0	0	0	0

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係機関の職員などの専門性強化及び機関間の連携強化を図る事業です。

量の見込み及び確保方策については、箇所数での計上となっています。本市においては、様々な問題で悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークとして「宮古島市要保護児童対策地域協議会」を設置して支援に取り組んでいます。

今後も、「宮古島市要保護児童対策地域協議会」を中心とし、関係機関の連携を図っていきます。

(15) 妊婦健診

過去の実績及び推計児童数を勘案して量の見込みを算出し、その同数を確保内容として計上しています。

※人回は年間の累積の数値となっています。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み	7,490人回	7,826人回	8,134人回	8,414人回	8,708人回
② 確保の内容	7,490人回	7,826人回	8,134人回	8,414人回	8,708人回
②-①	0	0	0	0	0



第7章

計画の進捗管理及び評価

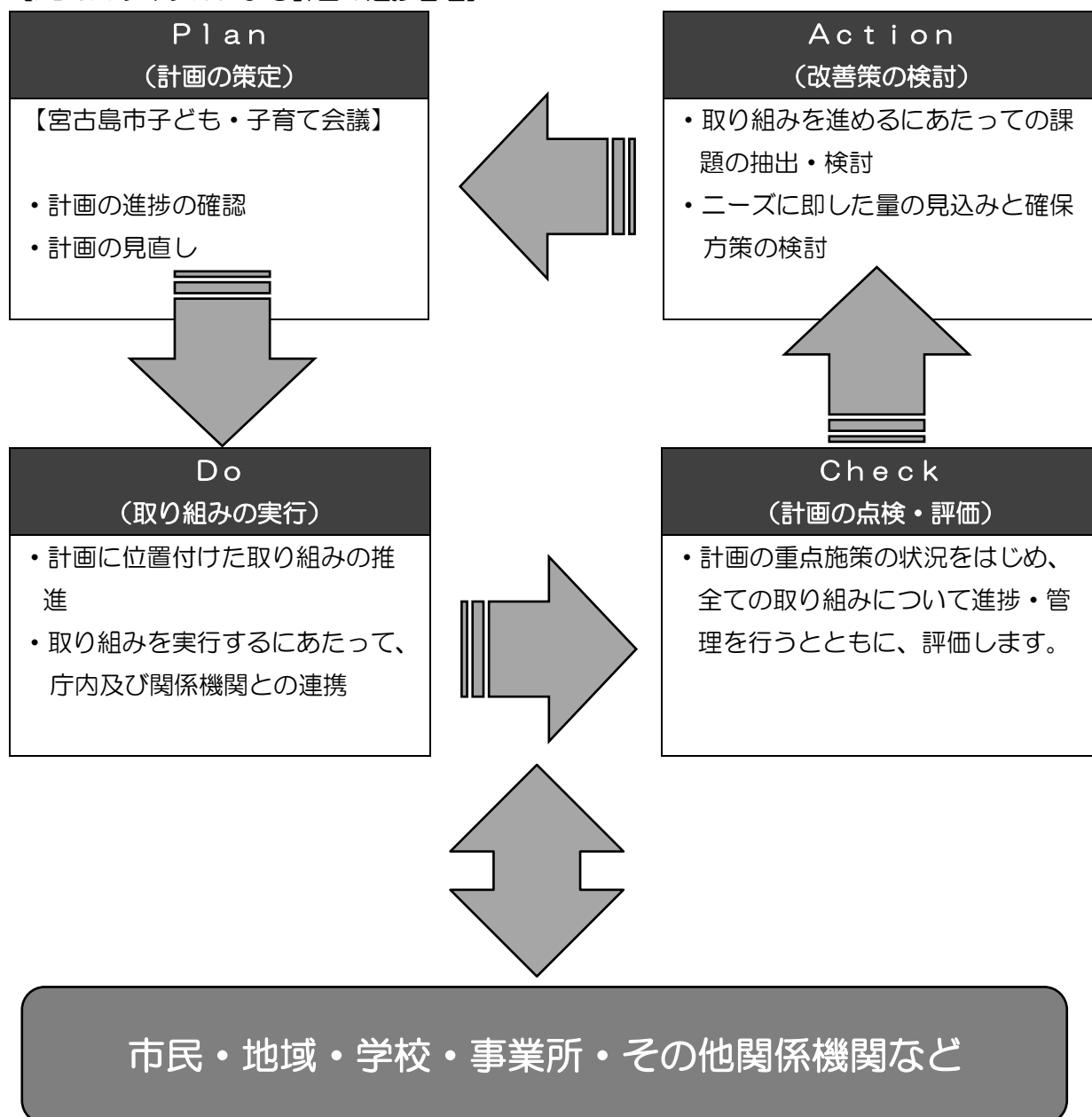
第7章 計画の進捗管理及び評価

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者をはじめ、事業者、子育て事業従事者、学識経験者、その他市長が認める方で構成される「宮古島市子ども・子育て会議」を設置し、計画期間における子ども・子育て支援に関する施策等の内容を審議しています。

なお、計画の策定後においても、施策の実施状況の確認をはじめ、計画の点検・評価、計画の見直しを「宮古島市子ども・子育て会議」で審議していくものとします。

また、施策の実施状況や計画の点検・評価等については、市民・事業所・関係機関へ情報提供や意見交換を行い、効果的に計画を推進していきます。

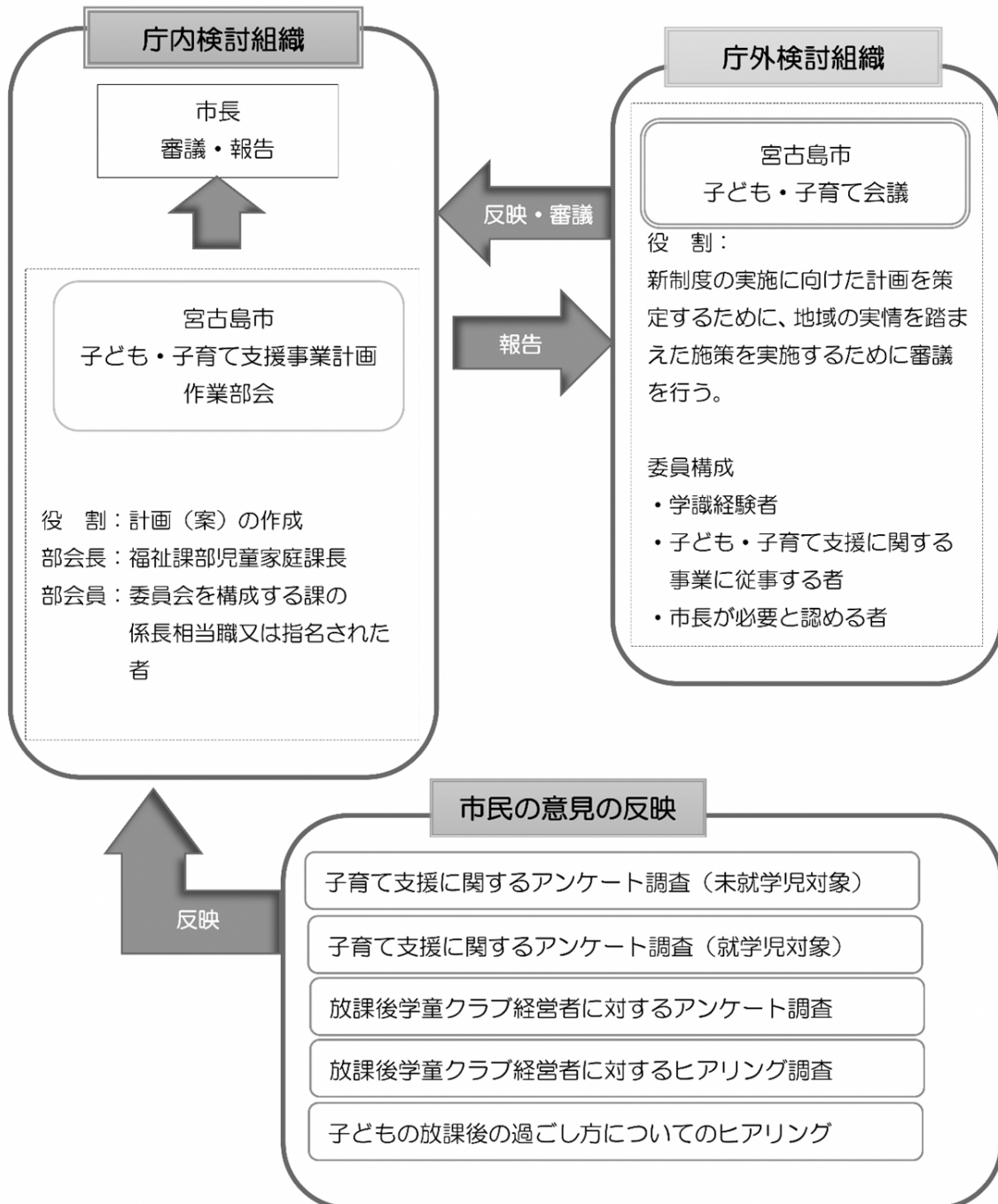
【PDCA サイクルによる計画の進捗管理】





資料編

1. 計画策定の組織体制



2. 宮古島市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月3日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、宮古島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、当該部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(報酬)

第9条 子育て会議の委員の報酬は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例第44号）に基づき支給する。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉部児童家庭課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 宮古島市子ども・子育て会議委員名簿

○宮古島市子ども・子育て会議委員

任期：令和元年7月17日～令和3年7月16日

NO.	所属	氏名	備考
1	平良区域児童保護者代表	岡村 尋基	下記（1）
2	城辺区域児童保護者代表	伊良部 みのり	下記（1）
3	伊良部区域児童保護者代表	中村 裕也	下記（1）
4	下地区域児童保護者代表	川満 広紀	下記（1）
5	上野区域児童保護者代表	佐渡山 公平	下記（1）
6	株式会社ビザライ代表	勝連 聖史	再任（下記（2）に該当）
7	宮古島商工会議所	与那覇 隆	下記（3）に該当
8	宮古島市法人保育連盟 あさひっ子保育園長	仲間 亮二	下記（4）に該当
9	宮古島市立保育所（こども園）長会	砂川 ルミ子	下記（4）に該当
10	宮古島市幼稚園教諭	砂川 美樹	下記（4）に該当
11	学校法人花園学園 はなぞのこどもえん	新城 久恵	再任（下記（4）に該当）
12	学校法人カトリック学園 みつぼ幼稚園	照屋 勝枝	再任（下記（4）に該当）
13	一般社団法人入江保育園	来間 真利子	下記（4）に該当
14	放課後児童クラブみなみ童夢	徳嶺 安子	下記（4）に該当
15	上野地域子育て支援センター「はくあい」	上地 常美	下記（4）に該当
16	宮古地区小学校長会	砂川 靖夫	再任（下記（5）に該当）
17	宮古島市母子保健推進員協議会	平良 慶子	下記（6）に該当
18	NPO法人 沖縄県学童・保育支援センター	垣花 道朗	再任（下記（5）に該当）
19	宮古島市福祉部長	下地 律子	再任（下記（6）に該当）
20	宮古島市教育委員会教育部長	下地 信男	再任（下記（6）に該当）

※宮古島市子ども・子育て会議設置条例第3条第2項の適用要件

- （1）子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する子どもの保護者
- （2）事業主を代表する者
- （3）労働者を代表する者
- （4）子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （5）子ども・子育て支援に関し知識経験のある者
- （6）その他市長が必要と認める者

第2期 宮古島市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月 発行

発行：宮古島市役所 福祉部 児童家庭課

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

電話 0980-73-1966

FAX 0980-73-1967